

令和5年第5回江北町議会（定例会）会議録						
招集年月日	令和5年9月6日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時及び宣言	開議 散会	令和5年9月7日 午前9時00分 令和5年9月7日 午後3時34分			議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
出席 9名 欠席 1名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	×	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀美子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	7番	池 田 和 幸	8番	西 原 好 文	9番	田 中 宏 之
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	宮 本 大 樹	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	学校づくり推進室長兼 国スポ推進室長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久美子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年9月7日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 5 年 9 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
田 村 康	1. 小田地区の空き家対策 2. 各区公民館の涼み処開設について
江 頭 義 彦	1. 浸水被害を今後、最小限に抑えていくためには 2. 体育施設の空調設備設置について
三 苦 紀美子	1. 町道のり面補修工事について 2. 再度問う かんがい排水施設の基金問題について
土 淵 茂 勝	1. 義務教育学校について再度問う 2. 高齢者への支援を求める
池 田 和 幸	1. これからの空家等対策の推進は 2. 急増するアライグマの対策は

午前9時 開議

○井上敏文議長

皆様にお知らせいたします。古賀議員より欠席の届出がっております。

本日の出席議員は9名で、議員定数の半数に達しております。よって、令和5年第5回江
北町議会定例会会期2日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序を発表いたし
ます。

3番田村康君、4番江頭義彦君、5番三苫紀美子君、6番土淵茂勝君、7番池田和幸君の順になります。

それでは、3番田村康君の発言を許可いたします。御登壇願います。3番田村君。

○田村 康議員

皆さんおはようございます。本日1番目の質問者となります。田村康です。通告に従い、2項目質問いたします。

1番目に、再度、小田地区の空き家対策について質問いたします。

前回お話ししました空き家ですが、僅か3か月程度で老朽化が進んでいます。そのため、近隣住民においては空き家にシロアリが発生したため、シロアリ防虫工事を行われています。

パワーポイントを見てください。

(パワーポイントを使用)これが半年前の家です。現在はこういう格好になっております。現在は屋根もなくなり、大破しております。それで、屋根も瓦ももうなくなって、すごい状況になっております。

もう一件目は、家も崩れて上から草が生えて、家の中は小動物、シロアリ、そこら辺が発生しております。

これもさっきの家と一緒に、もう写真が撮れるような状態じゃなくて、外から撮っております。

この写真を見て、状況が分かると思います。今まで空き家として放置されている状態が続いているのが現状です。倒壊等の可能性もあり、大きな問題となり、対応を待たれています。

この写真を見て、課長、一言お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。大島課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

皆さんおはようございます。田村議員の質問にお答えいたします。

先ほど写真を見せていただきました。我々も実際、現地のほうに向かいまして確認もさせていただいております。

僅か3か月間でこのように空き家が朽ちていく状況というのをまざまざと見せつけられておりまして、なかなか対応が進まない我々ももどかしく、また、大変申し訳なく思っているところでございます。

ここに関しましては取り急ぎ対応するよう今準備をしておりますので、また御協力のほうをよろしく願いいたします。

○井上敏文議長

3番田村君。

○田村 康議員

ありがとうございました。

これから述べますのは、やや古いデータですが、平成29年の空き家の現地調査結果です。上小田地区において全棟数933棟、空き家数123棟、空き家率13.2%、ほかの地区の空き家率ですが、山口地区9.1%、佐留志地区1.9%、惣領分地区6.3%、八町地区1%、下小田地区3.3%、江北町全体では7.5%、上小田地区が一番多い結果となっています。また、不良度判定Cも14.6%となっています。

この現状を踏まえ、質問いたします。

前日も申しましたが、空き家判定に時間を要しているのではないのでしょうか。現在、空き家判定は現場においては江北町の職員2名で判定されているようですが、この体制ではスピード感を持って対応できているのか疑問になります。

ここで提案ですが、現場での判定に一級建築士を含めた形での現場判定を行ってほしい。一級建築士を含めれば判定が正確で、スピード感も出、判定に対しても公平性も上がり、家主の納得度も上がると思います。また、職員の負担も軽減し、スピード感も出るのではないかと思います。現場での判定を一級建築士に依頼する対応は可能でしょうか。

町長、各空き家には補助金が出る出ない、また、解体したくても資金がない、いろんな状況があると思いますが、我々と近隣住民、家主との協議の機会をつくっていただき、この問題、私の提案も含めまして早急に対応していただきますようお願いいたします。

町長、一言お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。大島基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

改めまして、田村議員の質問にお答えいたします。

まず、前議会から問題となっております空き家につきましてですが、この空き家につきましては2軒続きの長屋の空き家になっております。片や屋根が落ちて、非常に危険な状態と。

ただ、もう片方につきましては実際危険な状態がそこまで進んでおらず、判定をすることで特定空家になるかという、そうはならないような状況でございます。

今、解体の話なんですけれども、実際、所有者の方が特定できていることから、担当職員が所有者の方と連絡を取って話をしております。どうしても長屋であるものですから、2軒ともまとめて壊したいという意向もあらわれて、先ほど言われました補助金が出る出ないの問題等も含めて、話が少し長引いている状況でございます。

また、特定空家の判定の件ですけれども、一級建築士をとということで御提案がっております。昨年度、条例改正を行いまして判定の方法が変わっておりますけれども、実際、今現在の判定の方法といたしましては、特定空家等判定基準を江北町のほうは持っております。その判定基準の中で、損傷の状況、損傷率を判断して、特定空家のほうを決定させていただいております。

この損傷率というものが厳密にいきますと、65%を超えたものが特定空家ということになるわけですけれども、実際、現状は職員2名で判定を行っております、判定の認定のところなかなか判断が難しいという状況も昨年出ておまして、空家等対策協議会のほうでもそこを改善するような課題としても上がっておりました。実際、空家等対策協議会の中で建築士の方に同行いただいて判断をしたらどうかというアドバイスもいただいておりますので、今年度からは建築士の方にも判定に御同行いただいて、一緒に判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。今回、田村議員からは空き家対策について御質問をいただきました。特に、空き家対策の中でも、いわゆる危険な空き家ですね、これを放置せず、やはり安全・安心を確保するということが江北町の空き家対策の最優先課題だということはこれまでも申し上げてきました。

従来はどちらかというと、使える空き家を空き店舗活用というんでしょうか、そうしたことに大変比重を置いて取組をされておられたかと思っておりますけれども、少なくとも私が担当させていただくようになってからは、それはさておき、やはり危険な家屋の除却ということを

第一に考えまして、これまで7年間でも担当課も、以前は企画のほう担当を一部したりしておりましたけれども、やはりここは基盤整備課が空き家対策の担当課ということで位置づけをさせていただきまして、先ほど御紹介いただいたように実態調査も行ったところであります。

また、先ほども御紹介ありましたが、従来は独自のといひましようか、条例に基づく対応をしておりましたけれども、その後法律もできたものですから、きちんと法律を根拠にした空き家対策ということで、御承知かと思ひますけれども、条例改正も行ひまして、基本的には法律に基づく各種の対応をすることとしたところでありますし、先ほど課長のほう御紹介しましたように、空家等対策協議会ということで、専門家も入っただいて、ここを空き家対策のエンジンにして進めをしているところであります。

先ほど議員からは職員の体制というか、数の問題というような御指摘がありましたけれども、空き家対策については必ずしもそこに危険な空き家があるから我々役場でそれを直接ということにはなかなかないものですから、どうしても所有者の方がおられます。多くは実は町内にはお住まいではなくて、遠方にお住まいで、なかなか現地の状況をお分かりにならない中で、やっぱり一定の費用負担がかかる中で本当に除却しないといけないのかとか、また、空き家ではあるけれども、建物が建っているからこそ、税制上もある意味いろいろ恩典を受けられるとか、そういういろんな要素があつて、残念ながら町内の危険な空き家が今の時点で全て除却できているということにはなっておりません。

後でまた答弁の機会があれば、担当課長からもこれまでの危険家屋の除却件数なども御紹介をさせていただきたいというふうに思ひますけれども、どうしても中にはそうした所有者の方との調整も含めて、なかなかまだ除却に至っていないという状況にあります。

ただ、先ほど御助言もいただきましたけれども、既にそうした専門家も入れた上での判定ということは予算も含めて確保しているものですから、今年度ももう半分過ぎましたので、せつかくそういうことで応援もいただいているわけですから、やはり早くそういう取組をするということが先決だろうと思ひます。

それともう一点ですけれども、実はこの6月にさらに法律の改正がなされておひまして、今のところ公布後6か月以内で政令で定める日ということになっておひますので、恐らく12月のどの日かには具体的な施行をされるというふうに思ひますけれども、これまではどちらかという危険な家屋とそれ以外というような整理だったんですけれども、やはりこの危険

な家屋一步手前というところがあるわけです。要はこのまま放置していけば、結局危険な家屋になってしまうと。ですから、そうなる前の対策といいたいでしょうか、そうした危険な家屋一步手前というかな、そうした位置づけも今回法律の中でされましたし、個々への対策、対応ということも法律の中で位置づけをされました。また、いわゆる危険家屋ですよね、これについても、例えば、緊急代執行というような手段も我々は持ち得ることになりましたものですから、今のところ12月議会で条例改正もお願いをしたいというふうに思っておりますけれども、せっかくこうしたいろいろな法的な環境であるとか、また、専門家のお知恵も我々も貸していただけるようになりましたものですから、これまでに増して、やはりねじを巻いてしっかり対策を取っていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

3番田村君。

○田村 康議員

ありがとうございました。

現在、この空き家5棟分の方に連絡を取り、空き家の措置について取り組んでおります。あとは職員と一緒に力を合わせて5件ともやつけたいと思っております。

空き家対策はこれで終わります。

2番目に、各集落公民館を涼み処としての開設について。

江北町ではほかの市町に先駆け、8月1日から公共施設4か所に涼み処を開設されたことは大変喜ばしいことだと思っております。

ただ、高齢で車等での移動が困難な方から4か所の公共施設の涼み処に行きたくても行けないといった声があります。行きたくても行けない方の中には、御高齢で猛暑日であってもエアコンを使わない方もいらっしゃると思われま。

そこで、熱中症予防に加え、高齢者の寄り合いどころの役割を持たせ、地域内交流を活性化させることを目的として、徒歩で行ける各地区公民館を地域の涼み処とするため、令和6年度から猛暑日のエアコンの電気代、飲料水代を助成する制度をぜひ創設していただきたい。町としての考えをお聞かせください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

おはようございます。ただいまの田村議員の御質問にお答えしたいと思います。

改めまして、涼み処について御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、皆様御存じのとおり、今年の夏、特に8月におきましては、まさに災害級の猛暑となりまして、連日のように熱中症関連のニュースが報道をされておりました。熱中症で救急搬送される方もたくさんいらっしゃり、熱中症が年齢に関係なく死亡のリスクが極めて高いということから、町としてはこれを災害の一つと捉えまして、本年8月1日から環境省と気象庁が連携して発表している熱中症警戒アラートの対象となった日においては、町民の皆さんにエアコンの効いている屋内で暑さをしのいでいただくために、町内公共施設の一部を平日は4か所、休日は2か所、午前10時から午後5時まで熱中症の避難所として涼み処を開設しているところでございます。

議員の地元も含めまして、町内の各地区におきましても町の取組に御賛同をいただき、自主的に公民館等を開設いただいているところもございまして、大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、御質問いただいたエアコンの電気代を助成する制度の創設についてでございますけれども、現在、町が各地区へ補助を行う予定としている事業がいろいろございます。その中でも、公民分館育成活動事業費補助金におきましては、熱中症予防のための涼み処を地区、地域区民の皆さんの寄り合いの場として御活用いただくことで、補助金の趣旨である区民の融和を図ることにもつながるものと思っております。また、他市町の状況も研究をさせていただきたいと思っておりますので、現時点においては、新たな制度の創設というよりは、今ある補助金を十分に活用させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

3番田村君。

○田村 康議員

どうもありがとうございました。

補助金は、今ある補助金を使用できるんだったら、それを使用していきたいと思っております。

以上をもちまして一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

3 番田村康君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開 9 時30分。

午前 9 時23分 休憩

午前 9 時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

4 番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

江頭義彦です。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問につきましては、1 問目は浸水被害を今後、最小限に抑えていくためにはという質問と、2 問目には体育施設の空調設備設置についてということで再度質問をさせていただきます。

浸水被害は本年度はございませんでしたけれども、過去に数回あっています。それで、本来であれば、浸水被害をなくしたいと言いたいところなんです、本町の地理上といいますか、地形上なかなか難しいというのは以前にお話も聞いています。

そこで、最小限に抑えていくためにはという題目にしております。できる限りのことを全てやって、そして被害を最小限にしていく、そういう知恵を出して、町民の方に示していくといえますか、町も町民も一体となって取り組んでいるという気持ちが伝われば、浸水被害、浸水した後の片づけにしても、床上、床下、かなりの労力がかかります。そういう物質的なことだけじゃなくて、例えば、生命に関わるようなことも出てくるかと思えます。そういう中で、一昨年、2 年置きにというか、1 年置きにといえますか、そういうパターンで来ていました浸水被害、今年度は辛うじて避けられておりますが、この災害、9 月になったばかりですけれども、今後もあるかも分かりません。そういうふうなことで、1 番目の私の趣旨は、しゅんせつ、クリークの町でございますので、川の中にたまっている土を全部引き上げて、川の水量の容量を高めて少しでも水害を減らしていくということで、1 問目の趣旨はそのような趣旨で考えております。

(パワーポイントを使用) すみません、画面のほうに出していますが、排水対策の体系について、町から示していただいたものを主なものとして書き出しております。

体系については、流す、ためる、防ぐの対策で取り組んでいただいております。それぞれの対策について、今後、特に町として力を入れて計画、または実践されていくのを伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

江頭議員の御質問にお答えいたします。

江北町総合排水計画の排水対策についての御質問と思っております。

これは議員も御承知のとおり、町の総合排水計画ということで、特に力を入れて取り組むべき対策を盛り込んで、令和4年3月に策定をしているところでございまして、まさに今現在、取組を行っているところでありますし、どの対策についても力を入れていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○井上敏文議長

4番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

各対策の体系、流す、ためる、防ぐということで、特に力を入れていただいているということをお聞かせ願ったんですが、2番のほうに移ります。

（パワーポイントを使用）今、画面で表示しておりますけれども、先ほど説明がありましたように、流す、ためる、防ぐということで、令和4年3月に改定した江北町総合排水計画、その大きな見出しの下のほうには、サブタイトルとして町制100年のための総合排水計画、町制100年ということをお強調したいんですけども、町制100年のための総合排水計画ということで、あと30年ほど100年まであるんですけども、先ほども申しましたように、完全になくすということは、雨量も増えてきておりますので厳しいかと思いますが、それでもやはりできることは全てやるという気持ちで町民の命と財産を守るために私たちも何か力になれないかということで提案しているところでございます。

ちょっとモニターのほうに、簡単にですが、流す、ためる、防ぐということで、それぞれの項目を見ますと、次の質問につながりますが、流す、ためる、防ぐということで、防

ぐのほうは江北町に隣接しています大町町、小城市との関連で、それぞれ高良川や満神ポンプという一つの乗り越えなければいけないところの問題があります。表示していますように、国へお願いする分と県にお願いする部分というのがあるかと思います。

流すというところでは、私が見た感じでは、流すための機械を連続運転させるとか、燃料を入れるとか、排水機場の耐水化とか、意外と機械とか、そういう機器に関するようなことがかなりウエートが高かったんじゃないかなと思います。

ちょうど中央にありますためるというところで、私が御提案したいのは、事前落水、不要貯水、貯留機能ということで、その段階で水を少しでもたくさんあふれさせずにためることができないかというふうに思って提案をしているところでございます。

今、県との連携、情報収集ということで、ここ数年、話題に出ています貯留機能として田んぼダム、田んぼダムもお話によれば、1割から2割程度の保水量が期待できるというお話もありました。もちろん、それも利用して、あと事前落水、不要貯水をやった上でのしゅんせつ事業、例えば、大きな幹線水路、または集落にありますところも多分、私が小学校の頃には、時々水を干し上げて下の川底をさらって容量を増やすような作業も農作業としてあったかなと、それも一つの方法、先人の方法だったと思いますが、ここ四、五十年ほど川の底をさらってという作業を残念ながら、本町では見たことがありません。大分下のほうも長年土砂なんかがたまっているかと思いますが、一昨年、土砂が流れ込んだ川をしゅんせつするという作業を大西地区のほうで拝見いたしました。やはり四、五十センチ、膝ぐらいまで土砂、泥がたまっていました。それとほぼ変わらないぐらいに、どこの水路もあるんじゃないかと思っています。

各地区で行われている作業をちょっと調べてみました。まず、非常に狭い水路といいますか、そういうところで土砂を上げたり、または雑草を切り取ったり、地域でそういう作業をしたり、こういうところをすることによって何%かでも少しでも水がそこにためられるということで考えます。

これは少し川幅が広がったところですけども、このような状態に近いかなと。例えば、幼児センターの前の水路なんかは、こういうふうな感じのところかなと思います。実際にそこということではありませんので、参考までに見てください。

また、容量が広くなるところでは、こういう重機を用いてしゅんせつをされるということも考えられるかと思っています。

全国的に実施されているところを出してみます。実は令和5年1月ですけど、総務省と国土交通省のほうから緊急浚渫推進事業債というのを創設されて、私も今回初めて調べたんですけど、令和2年度から令和6年度まで実施されているということで、今、令和5年なので、この事業に間に合うとすれば来年なのかなというふうなことも考えながら、本町でのしゅんせつ作業とかを提案しているところでございます。

事業については説明がございました。さらに詳しくしゅんせつについて推進といたしますか、○の3番、下から2つ目ですけども、創設から令和4年度で3年目を迎え、全国の地方公共団体の多くの箇所でも活用されていると。そして、○ポツの4番には、全国の河川・ダム・砂防の各事業において活用事例を作成したので、今後の参考としていただきたいということも推進するような文言で書いてありましたもので、この事業にのって②番のほうは、ためると先ほど事前落水、不要貯水、貯留機能と上げていましたけど、どれがいいかということは、私の考えは述べさせてもらいましたので、3番に行かせていただきます。

しゅんせつ作業について、先ほど表しましたけど、令和2年度から緊急浚渫推進事業債が市町村で活用されているようですけれども、本町での計画はないのかどうか、それを3番目としてお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

江頭議員の3番目の緊急浚渫推進事業債の活用を本町で計画されていないのかという御質問にお答えしたいと思います。

まず、この緊急浚渫推進事業につきましては、前提といたしまして、市町村が単独で実施するしゅんせつ事業が対象となっております。

参考までに、県内の取組を調べてみました。河川につきましては11団体、クリークにつきましては5団体ということで確認をしております。

しゅんせつの目的等も少し話を聞いてみました。河川については、山間部の土砂の流れ込みが多いところ、また平野部につきましては常習的に内水氾濫が起きているところ、クリークについては、張りブロック等がなされていなくて、土砂の流れ込みが多くて水路の泥土が堆積しているところというようなことで意見をいただいております。

また、しゅんせつをするに当たってまず考えなくてはいけないことは、河川の管理者が誰

かということ、またクリーク、農業水路、そういったところの管理者が誰かということも考えなくてはいけないということになってまいります。そういったこともありまして、まずクリークについて御説明をさせていただきますと、事前落水の効果によって幹線水路等のクリークについては泥土が流れているという状況が見られております。また、その状況からも、地元のほうでも定期的に水をためて、ゲートを開けて泥土を流すということも行われております。

また、農業水路、集落内の小水路につきましては、実は多面的機能支払交付金事業の対象となっており、農地のある地区のほうでは状況を見ながら泥上げが計画されている状況でございます。

先ほども申し上げましたように、緊急浚渫推進事業、町単独の事業が対象となっております。交付金が入っている農業水路、また集落内の小水路のしゅんせつをこの事業にのせて行うときには、そういったところの調整も必要になってくるかというふうに思っております。実際、今、単独ではないものですから、交付金が入っているということですので、そういったことも踏まえまして、実際クリークについては事前落水による効果が見られていることから、現在のところは計画はしておりません。また、小水路につきましても、交付金の対象ということで、地元のほうで行われるべき事業ということでございますので、こちらについても現在、計画のほうはございません。

ただ、河川につきましては、町のほうで管理する河川がございます。こちらの状況を見ますと、若干やはり堆積がある場所もございますので、そういったところは検討しているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

これは参考までにと申しますか、緊急浚渫推進事業債の充当率につきましては、起債の場合は100%、交付税率70%と非常に率のいい起債でございます。また、仮にクリークのしゅんせつをする場合につきましては、地元負担のほうが出てくるということで、平成24年当時だったかと思えますけれども、地元のほうで事業を活用してしゅんせつができないかという御相談があった際にも、やはり地元負担が課題にあったということから、断念されている経緯もございます。ちょっと補足になりましたけれども、説明は以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をしたいというふうに思います。

江頭議員からは浸水被害をなくすためにはできることは何でもやるべきという御意見をいただきましたし、その件につきましては、私どもも当然同じ考えであります。

ただ、当然優先順位もつける必要がありますし、そうした中で、我々としては議員の皆様方のお知恵も貸していただいて、先般、江北町の総合排水計画というものを策定したわけがあります。御質問の中で、総合排水計画の中で特に力を入れていきたいと思うものはお尋ねでしたけれども、まさに特に力を入れていくべきものを集めたのが総合排水計画であるものですから、先ほど総務政策課長が申し上げたように、全てでありますというふうに申し上げたのは、そういう意味からでありました。

先ほど基盤整備課長が答弁しましたけれども、しゅんせつ事業をやったらどうかということなんですけれども、県内を調べてみますと、特にクリークに関して言えば、農業用水路といたしましうか、に関して言えば、必ずしもどこの市町も当たり前のように事業をやっているということではありませんでした。

一方で、近年、県内の市町でもいわゆる事前落水ということで取組を始めておられるところが多くあります。全部で3市6町ですから、20市町のうち9市町が現在何らかの形で事前落水をやっているということです。江北町はお隣の白石町を取組を参考に始めさせていただいたわけですが、恐らく県内の9市町の中でも事前落水の仕組みづくりといたしましうか、については先行的なのではないかなというふうに思います。

いつか、私、芦刈のミニストップですかね、あそこにたまたま寄ったときに、小城市の放送が鳴っていました。これから雨が降りますので、事前放流に御協力くださいというような放送が鳴っていましたけれども、仮にもしそうした呼びかけだけであるとすれば、我が町の今の事前落水の取組は恐らく格段そうした組織化といたしましうか、体制化が進んでいるなということも改めて実感をしたところであります。

以前も実はこの議会の中でもしゅんせつについて御質問がありましたけれども、その際にもやはり事前落水を定期的に行うことで、また、これは行うだけじゃなくて行い方も本当は大事だと思うので、やはりそういうところは地元と共有をせんと、単純に事前落水してくださいイコール泥が流れるということではないもんですから、そういう流し方ということもいろいろ研究はせんばいかんと思いますけれども、現在、我々町としては、まず事前落水と

いうことを総合排水計画の中にも掲げて、町として特に取り組むべきものというふうに位置づけをしているところであります。

正直言うと、今考えれば、事前落水をしていなかった頃のことを考えれば、恐ろしくなります。というか、もともと水をためているわけですよね。その上で降雨がたまるわけですから、それを事前落水することで、一定下げる効果を今は発揮させているわけですが、そういう意味では事前落水に早めに取り組むこととしてよかったなというふうに改めて思っているところでありますし、少し総括的に言いますと、我が町でいいますれば、まず事前落水というものをしっかり体系化して、そしてこれも活用しながら、そうしたクリークの泥の除去にも活用できるように地元の皆さんともお話をさせていただきたいというふうに思っておるというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

全て理解できたということではございませんけど、地区のほうでもしゅんせつというのは、ここ数十年——数十年というのは四、五十年と、半世紀ですけれども、そういう作業を残念ながら見たこともありませんので、地区にある意味お任せされているというところもあるかと思えますけど、町内でも南部のほう、小・中学校の道路から南のほうは雨が降るたびに気がでないというか、そういうのを味わわれている方たちであって、ある意味思い切って、必ず解決とはいきませんが、できることは何でもと申しましたけど、うまく説明もできませんが、方角的に上のほうといたしますか、山口地区も八町地区も同じ町民の方ですから、もともと低い地域に住まれているということで、その方たちに何らかの手だてができないかということで何回も質問させてもらっております。

では、1問目はこれで。

○井上敏文議長

次、行ってください。4番江頭君。

○江頭義彦議員

言い忘れていました。（パワーポイントを使用）写真で、これは先ほど申しました土砂が

流れたからということで、土砂の撤去といたしますか、作業をされている、膝ぐらいまで多分土砂が来ているかなと思います。下小田地区ということで、この写真と、これは作業はされていませんけど、これは惣領分の地区なんですけれども、この水が引いたときにこの土が、竹を刺して深さを測ったりもしますけど、このくらいたまっていると、これが町内ほぼ全域にあるということもお知らせをしておきたいと思います。

では、体育施設の空調設備設置についてということで、2番で出しております。

温暖化の影響もあり、今年の7月、8月の気温は危険な暑さで、熱中症で緊急搬送される方が8月14日から1週間、20日までで全国で7,360人、県内でも58名の方が搬送されております。数的には昨年の約2倍のペースで、まだ今後9月も残っておりますので、また増えるかと思えます。来年はさらに増えても、減ることはないと考えられます。このような状況下で、学校施設が災害時の避難所も兼ねているのであれば、学校施設の空調設備を御検討いただけないかなというふうに2問目はしております。

(パワーポイントを使用)画面に出しておりますのは、熱中症による死亡者の状況ということで、平成9年、令和3年ということですが、毎年多いときで大体1,500名程度、昨年も一昨年も1,500名程度の方がお亡くなりになったりしております。自己責任という部分もありますが、かなり気温も上がっております。

ちなみに、観測所がある隣町の白石地区のデータを見ましたら、簡単に申し上げますと、7月に35度を越えた日にちが6日、32度を越えた日が14日、あとそれ以外の日でも29度の気温だったようです。先月8月には35度を越えた日が16日、32度を越えた日が11日、計32度を越えた日が一月31日中27日間が猛暑日に近い、35度以上が猛暑と呼んでおりますが、猛暑日に近い状況、月の半分は35度以上の猛暑、36度、37度という日もございました。そういう現状を見られて、先ほどの田村議員からも、公民館に空調をというようなこととか、涼み処という、今年も新しく開設をしていただいていますけれども、なかなか距離的に高齢の方は行けないとか、そういうお話もあっていました。また、その空間自体が狭い、今年度は特にコロナもまだありましたので、そういうことで控えてある方もあったと思います。

ネイブルで現状を聞いてみたところ、私が期待するような方の涼み処としての利用はなかったみたいで、かなり広い層の、ここで申しますけど、ネイブルとか小・中学校の体育館とかさわやかスポーツセンターとか、そういうところを涼み処だけじゃなく、災害時の避難所ということで、災害時の避難所を兼ねているわけですから、早急にそれらの施設に空調設

備をつけていただけないでしょうかと、検討していただけないでしょうかということであり
ます。

今、調べたところによると、文部科学省のほうでは2分の1の補助とか、またほかにも私
が見つけ切れないところがあったかも分かりませんが、防災とかいろんな補助があるかと
思いますので、そういう補助を利用してぜひ近いうちに35度、40度に迫ってきておりますの
で、待ったなしの状況であるかなど。特に子供たちの学校生活にも関わっておりますので、
空調のほうを考えていただけないでしょうかということ、1番、2番と併せて御答弁をお
願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

江頭議員からは教育施設の空調整備について御質問をいただきました。

ちょっとその前に2点だけ申し上げますと、涼み処、それほど利用がなかったんじゃない
かということですが、あまり利用はあっていないというふうに聞いております。ただ、
涼み処そのものに来ていただくというよりは、やはり我々江北町としてこの暑さも災害の一
つなんだということをきちんと位置づけたということが、実は今回一番の自分は成果だとい
うふうに思っています。今回、議会の冒頭でも言いましたけれども、それは夏は暑かくさん
と、昔はこんくらいでん外におったばんと、そういう思い込みと今の世の中の変化に気づか
ないことを気づいていただきたいという思いの一つであります。もちろん御利用いただい
ている方もいらっしゃいますけれども、それだけではなくて、町がそがん避難せろというか、
避難所まで造ってせんばらんというぎ、やっぱりこの暑さというのも今までの暑さと違うと
のというふうに思って、基本的には多くの御家庭にはクーラーがあるわけですから、そんな
いクーラーはつけんばいかんのと。例えば、出前談義なんかで行っているときには、熱中症
アラートが発表されたときには、少なくとも確実にクーラーは使ってくださいと、避難して
もらわんばらんわけですから、そういうことを言っているということはぜひ御理解をいた
だきたいというふうに思います。

今回の御質問、先ほど御説明いただいたとおり、我が町では避難所を教育施設と共用して
いるものですから、恐らくその両面で今回御質問をいただいているんだらうというふうに思
いますけれども、ただ、ちょっとそこが混在してしまうと、実はよく論点がはっきりしない

というふうに思っています。今回通告をいただいて、教育委員会とも町長部局ともいろいろ意見交換も調整もさせていただいて、1つは教育的な観点として学校教育活動であるとか社会教育活動上の熱中症対策という考え方が1つあるんだろうというふうに思います。これも教育上ということも学校教育と社会教育でまた違います。小・中学校の体育館とネイブル、さわやかスポーツセンターでは意味が違いますから。それともう一つは、防災上の観点で避難所の熱中症対策という観点が1つあるというふうに思います。何でこういうことを言っているかということ、もし防災上の避難所の熱中症対策でいけば、多分つける順番はネイブル、さわやかスポーツセンター、そして小学校、中学校と、こういう順番になると思うんですよ。実際我々は今、避難所の運営の仕方はそういうふうにやっていますから。ただ、例えば、学校教育活動が一番今は大変なんだということであれば、もしかすると、この順番は変わってくるかもしれません。そういうこともありますし、それぞれ教育的観点で必要と思っているかどうか、防災的な観点で必要と思っているかどうか、しかも教育も学校教育と社会教育、そこを少し切り分けて整理をしないと、今回、決算の審査の中でもネイブルの空調設備について設計までやって、やっていないじゃないかということで御指摘をいただきましたけれども、設計まではしたんですけど、ここをどう位置づけられるかによって全く変わってくると思います。もちろんせっかくつけたならば、がんとにも使われるやろうもんというのはあるかもしれませんが、ただ、それはあくまでも従たる目的なものですから、やはり主たる目的を何にするかということがごっちゃになって議論すると分からなくなるものですから、私が論点整理するのもしかかとは思いますが、まず御質問を受けるに当たって、そういう整理をさせていただいた上で、恐らくまず教育委員会のほうから教育的観点から熱中症対策に教育施設に空調施設が要るのか要らないのかという答弁を先にしてもらいたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

おはようございます。議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の町の公共施設でも空調設備が必要だと思うがという質問でございます。

先ほど町長が述べましたとおり、社会教育での公共施設の空調設備の利用を考えた場合、

令和2年度時点になりますけど、利用者のほうに質問をして声を聞いております。その時点では、大きな大会、例えば、バスケットの江北大会とかバレーボールの大会とか、そういう大会での数日間の空調利用については使用料を払うことは可能だろうと。ただし、通常の練習時に使用料まで払って空調を使うかという、それは難しいというお答えをいただいております。令和2年度の時点では、そのことを受けまして、社会教育での利用では、空調設置の予定はないということで教育委員会としては判断をさせていただいております。

また、以前から社会教育の利用では、主に時間帯としては夕方から夜間での利用が多いことから、昼間よりも気温は下がっているというふうに思われますので、現状でも空調設備の設置については、予定はいたしておりません。

ちなみに、先ほど議員のほうからも紹介がありました気象庁の観測地点である白石町の1時間ごとの気温データで、夕方から夜間の気温を見た場合、今年の7月の平均が28.9度、8月が29.1度ということで、昼間と比べれば五、六度気温は低いというふうになっております。

また、夏季休業中に小学生の社会教育でありますミニバスケット、バレーなどが小学校の体育館を利用する場合には、熱中症対策として午前中のうちに短時間で活動してもらうように指導者のほうにお願いをしているところであります。

それと併せまして、2問目の文部科学省の補助がある期間に設置をしてはどうかということでございます。

小・中学校での熱中症対策としましては、体育館の近くにミストシャワーを設置するとともに、児童・生徒が多く集まる集会等については、午前中の涼しい時間帯に実施することとしております。

また、部活動についても、先ほど申しましたけど、夏季休暇中は午前中のうちに活動をお願いしているところでございます。

さらに、熱中症警戒アラート発令時においては、活動中止も含めた検討を指導者のほうにお願いしております。

ちなみに、先ほどの気温のデータで、午前中の気温を見た場合、今年の7月の平均が29.8度、8月が30.8度となっております。

また、小・中学校、体育の授業の際には、児童・生徒の体調の確認、それから体育館の気温、湿度の確認を行うとともに、授業中であっても定期的な給水を行うよう努めております。

現状ではこのような対応による熱中症対策を取っておりまして、小・中学校の体育館への

空調設備設置についても、現状のところ予定はしておりません。

以上であります。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

江頭議員の御質問に対しまして私のほうから防災の観点から申し上げたいと思いますけれども、まずネイブルとさわやかスポーツセンターへの空調設備の設置に関しまして、これまでの経緯を整理させていただきたいと思います。

これは令和2年度からの話になりますけれども、両施設を災害時における町の避難所に指定をしていたことから、当時、教育委員会のほうで令和2年度までの期限であった緊急防災・減災事業債を財源とした整備を計画されておりました。

また、教育委員会で所管している学校施設や花山球場などの社会教育施設のほとんどが建設から30年以上経過をしております、経年による老朽化が進んで、改修が必要な状況であったということでもあります。その中でも特に小学校については、建物の老朽化はもちろん、トイレなどの機能面での改修も必要であったということでありまして、当時は子供たちが安全・安心に、また快適な学校生活を送れるようにすることを最優先に考えられ、小学校の改修を第一に取り組むこととなったということでございます。

その当時、小学校の改修事業の実施については、多額の費用がかかることや、そのほかの施設の改修も必要なことから、町の財政的な運営を総合的に考慮した場合、まずは現存する施設の改修を優先すべきという判断から、新たに空調設備を設置することについては、緊急防災・減災事業債が令和7年度まで延期されたということもあり、次年度以降に見送ったということ聞いております。

しかしながら、最近の気温の上昇を見ますと、災害級の猛暑となっております、先ほども申しましたが、熱中症が年齢に関係なく死亡のリスクが極めて高いということから、町としては災害の一つと捉えておりますので、避難所の熱中症対策といたしましては、やはり空調設備もその一つということだと思います。それで、8月初旬に来ました台風6号の接近の際には、空調設備のある老人福祉センターと町の公民館のほうを避難所として開設をしたところでございます。今後は避難時における熱中症対策という観点からは、総務政策課において検討をしてみたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、教育委員会と総務政策課長、それぞれ答弁がなされました。冒頭申し上げましたように、少し論点を整理したほうがいいよなという思いがありましたものですから、事前にはもちろん調整をした上ではありましたけれども、それぞれの考え方を答弁してもらいました。

先日、江北中学校で佐賀バルナーズの角田選手の講演会があったんですね。私も参加をさせていただきまして、幸い、その日はそれほど連日の暑さに比べれば何とかしのげなくはないかなという天気でした。けれども、それでもやっぱり体育館の中は暑いんですよ。もちろん倒れるような生徒まではいませんでしたけれども、私の感覚でいけば暑いよなと、このくらいの天気ではよかったなというふうに思いました。それこそゲストも呼んで、今日は暑いから中止、延期にしますとはなかなかされないし、子供たちもそうですし、来ていただいた方についても、失礼とまでは言いませんけど、せっかくだったら快適な環境でそういう話も聞いてもらえたらなという印象を持って帰りました。何か教育委員会では、いやいや、子供たちはジャージまで着て寒がっていたんですよということらしいですけど、帰りがけにどなたか知りませんでしたけど、先生にも少し声をかけさせていただきました。今日はこのくらいの暑さでよかったですねと言ったら、はい、外のほうがまだ涼しかですねと言われたので、私だけ特異体質ではないんじゃないかなと思っただけ帰ってきたんですけどね。

ただ、先ほどあったように、教育委員会としては、教育活動についてはいろいろ工夫をしたり、変更をしたりして、空調設備の予定まではないということでありましたので、今回の監査も実は教育委員会に対する指摘になっているんですけど、そうすれば、逆につけんばらんとするらばってん、ネイブルやんもんじゃ、一応検討したばってんというぐらいじゃ、多分これからは進まないだろうと思ったものですから、今回整理をさせていただいて、さっき総務政策課長が答弁したように、今後、避難所の空調設備整備という観点で町長部局というか、総務政策課のほうで引き取らせてやらせていただきますというのが今回の全体としての整理であります。実際やはり避難してもらうためには、行ったっちゃぬっかばんと、雨もばってん、暑さでやられるばんと言われるような避難所ではいけないと私も思いますものですから、先日、実はコロナ療養中ではありましたが、職務代理者である副町長をはじ

め、陣頭指揮を取ってもらって、いつもはネイブルを避難所にするんですけど、先ほど紹介があったように、今回は空調のある公民館を避難所に指定していただいたというような対応もさせていただいています。ですから、やはり防災上の観点からは、災害は別に涼しきときにあるわけではないもんだから、ですから、防災上の観点から空調の整備について検討を進めさせていただきたいというふうに思いますし、幸い緊急防災・減災事業債という起債事業の期限が伸びたもんですから、これを有効に活用しない手はないというふうに思っておりますので、これまでの検討の成果は町長部局で引き取って、そしてぜひ防災の観点に生かしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

江頭議員、あと3分です。江頭議員。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

教育委員会とか総務政策課、焦点がぶれているようなところもありましたけれども、私としては利用する人たちが町民、子供たちも一町民であるし、避難する大人の人も一町民、いろいろ考えながら、なかなかこういう大きな行事とか、一議員が提案しただけでは非常に厳しいところはあるんですけども、また言い続けることによって町民の皆様にも気持ちは通じていくだろうし、私が一番心配するのは、何かあってから、子供たちとか、例えば、学校でも亡くなったりする例もありますけど、その後に話が進むというようなことにもなっているところもありますので、今、町長のお話でかなり前進しているように私も感じましたので、今後とも、一町民として町民の皆さんに代わりまして、よろしくお願ひしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

○井上敏文議長

4番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。10時40分。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

5番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんお疲れさまでございます。それでは、通告に従い質問させていただきます。

町道ののり面補修工事についてでございますが、頻発する豪雨に伴う六角川沿い浸水地帯に位置する町道において、排水時、のり面を洗い流し、舗装材料が農地に流れ込む、また、舗装の橋の破損が確認されるとして、私が住んでいる正徳区長名で関連問題について複数回要望書が提出されていると思います。

現地確認及び要望書を踏まえ、令和2年9月及び令和4年6月議会において、早期実施に向けて質疑を重ねた結果、令和4年6月議会において順次行っていく、緊急性の高い順に整理していく、今年度は1路線を実施するとの回答がありました。

江口、正徳地区では、町道と同じ浸水被害地域内の農道ののり面の取扱いについて、平成31年度より継続実施された多面的機能支払交付金制度事業の5か年計画において、範囲内において位置する農道の取扱いについて行政協議を重ねられた結果、5か年計画で農道約8,500メートルの実施許可を得、令和5年度完了すると伺っています。

事業は、地元の方々の手で実施されており、仕上がりは行政発注より少し見劣りはいたしますが、のり面の崩壊、雑草駆除、人件費及び使用薬剤の減少等、本来の目的が達成されたと喜びの声が聞かれています。ちなみに費用は650万円ほどと伺っております。

本題の町道のり面問題について、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、江北町内にはのり面補修を必要とする箇所、総延長及び選定基準の説明をお願いしたいと思います。続けて2点目、緊急度の判断基準を示していただきたい。過去の質疑の応答から判断すると、他地区から具体的な申し出はなかったと判断されます。当初、江口、正徳区の降雨被害で浸水する範囲の町道問題の提起に対し、農地の所有者にて対応をと回答されておりましたが、その後の地元要望、あるいは議会において、前向きな回答がなされたことを受けると、非常に困っているから問題提起をしたところは優先されるべきと考えますが、その点についてはどうでしょうか。判断基準を示していただきたいと思っております。3点目、何年計画で完了されるのか。

以上について、具体的な説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

三苦議員の質問にお答えいたします。

まず、のり面補修が必要な箇所ということでございますけれども、実際、町内町道路線数156路線ございます。延長でいいますと9万8,900メートルということですね。その中でも、実際、土羽づけの路線、対応と申しますか、土羽づけされている路線が46路線ございます。その中でも、今回、御質問をいただいております、特に緊急度が高く対応が必要な路線というのは、町のほうでは今、5路線を把握しております。延長につきましては、1,250メートルということで、これは実際、地元の要望、また災害後、職員が町道を点検してまいりました。その際に、緊急的に必要と判断した箇所でございます。選定基準につきましては、やはり常襲的に浸水が起きている地区でございます。

緊急度の判断基準といたしましては、やはり土羽の損傷具合、流れて損傷がひどいもの、また、土羽の高低差、また、そこに加えて交通量があるところということで判断をしているところでございます。

また、計画といたしましては、昨年度から1路線ずつ対応をしておりますけれども、令和8年度までの5か年で計画をしているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。

本当にこれは一生懸命行政の方は頑張っているということは非常に分かるんですが、町民、また我々の区民の皆さんには全てが通じておりません。もっとしっかりとした方針を出していただければと強く願っているところでございます。今まで行政が思っている中で、どれぐらいの完了をしているか、そのところをもっと足りないとか、いや、十分だというような、そういうところをちょっと町長にお伺いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど基盤整備課長が答弁をしてくれたとおりであります。

そうした御意見もいただいたものですから、町では実態を把握した上で、当然、一度にと
いうことにはなりませんので、優先順位をつけて計画的に事業を実施しているということ
あります。

先ほど御紹介したように、令和8年度までの計画ということですから、まだ完了はして
おりませんので、そういう意味ではまだ足りていないというか、まだ全て終わらせ切れてい
ないという認識であります。

以上でございます。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

再質問にお答えいたします。

緊急度の高いところから、前回の答弁でもちょっとお答えさせていただきましたけれども、
年間の限られた予算の中で対応しております。

実際、5路線を今、状況としましては1路線ずつ対応しておる状況でございますので、令
和8年度完了ということで、優先順位をつけて対応しているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

本当に私もこの職業に就かせてもらいながら、勉強をそれこそ毎日しているかといったら、
なかなかほかの私用もございますのでありませんが、こと何かに関しては真剣に辞書を引き
ながら、そして、法律を見ながら頑張らせていただいているところです。少し町長をはじめ、
今、後で出てきます問題についても、いろいろ役場の職員の間ではどのような、例えば私た
ちが質問をいたしますことについては僅かですよね、前に出しますので、そんなに勉強され
るとか、調べられるという期間は少ないと思います。よその期間で言うと一般質問なんかは
1か月前に出すところもあるとか聞きまして、それだったら行政の方はやりやすいんだろ
うなど少し我が町を反省したところですが、何かちっとも解決の先が見えない、どうなっ
ているのか見えないというので、情報公開が足りないのかなということも見受けられます。そ
ういうことに対して、課長は何かのところで情報公開をするような手だてでは考えられたことは

おありでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

情報公開というか、情報共有ということなんだというふうに思います。

もちろん、一方的に我々役所が積極的に発信をすべき情報もあります。その媒体も様々あります。広報でお知らせをしたり、また、コロナでしばらく実施できておりませんが、町政懇談会も実施をしたりしておりますし、また、定例で毎月区長さん方、分館長さん、民生委員さん、農業委員さん、その他の様々な行政に携わっていただいている委員の皆さん方ともお会いをして、我々役所からの報告もさせていただいておりますし、私自身も今、出前談義ということで、あちこち呼んでいただいてもものですから、私なりに現在の町政の課題であるとか、現状であるとか、展望についても積極的に発信をさせていただいております。

ただ、先ほど情報共有というふうに申し上げたのは、我々が、役所が積極的に発信をするというだけではなくて、場合によってはいろいろお尋ねいただけたことに対して、やはりきちんとお答えをするということも含まれているというふうに思いますし、まさにこうした議会の場で質問をいただいて、それに答弁をさせていただくということで、傍聴者はそれほど多くないかもしれませんが、今は結構な数の方がケーブルテレビで実は御覧いただいています。そして、いろんな感想であるとか、お考えも聞きます。今日、一般質問ば見たばってんがくさんて、あの質問のあいはいはちょっと、あんた答弁はあがんのうて、私のこともいろいろそれで御指摘をいただくこともありますし、思っている以上には、そうした町が今、何を考えているのか、町がどういうことを課題だと思っているのか、何をしているのかというのは共有ができていないのではないかというふうに思います。

三苦議員はいつか御自分がというか、議員の皆さん方が御質問をしたことについて、どういふふうに我々が対応しているかということ、町として積極的にということ、御指摘いただきましたけれども、御質問をいただいたことに対して我々はお答えをしておりますし、もちろんこのやり取りも公開をされております。また、議員の皆様方もぜひこの情報共有に御協力をいただいて、そういう住民の皆さんに議会でこういうやり取りがあつてこういうことだったよというようなことも、もちろんしていただいているとは思いますが、やはりそうしたことも含めて町全体で情報共有をしていくということですから、必ずしも一

方が発信側、一方が受け手側ということでは、多分、今はないのではないかなというふうに思います。

これからも、今、実はいろいろ議論が多分、議会の中でもケーブルテレビだけだと1回見逃したら見れないとかいうことで、必ずしもその時間にそれこそ家事や、またお仕事などで御覧になれないという方もいらっしゃるということで、例えばその動画サイトを活用したらどうだろうかというような議論をされているというふうにも聞いております。実は我々はそれと別に執行部のほうでも今、へそなびという防災アプリを持って、定期的にラジオの放送はしているんですけども、例えば音声だけでも議会のやり取りを聞いていただくようなことができれば、例えば農作業中とかでもスマホがあれば聞きながらでも作業したりできるわけですから、そうしたこともその議会の議論とは別に、今、執行部の中でも少し検討して、また、議会とも御相談してさせていただければなというふうに思っております。

それに、ちょっと今、思い出しましたけれども、議会も議会広報というものが今はあるというふうに思います。これも当然、積極的に議会としての情報発信ツールでもありますものですから、ぜひそうしたことも活用して、やはり町全体で町の課題であるとか、現状であるとかということが共有できる形になればなというふうに思いますので、我々もしっかりそうしたことにはさらに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

御答弁ありがとうございました。

やっぱりそれが我々が頑張っていることも、執行部の皆さんが頑張っていることも、町民の方に見えていないところがあるんですね。だから、私なんかは特に何しよっと、あんた力のなかけんがさい、いっちょん言うたことを行政がしてくれんとやなとか、そういうことを言われます。確かに力がないかもしれませんが、私なりに町民の代表として声は届けさせてもらっています。だから、その声をどう皆さんが反映してくれるかは、やっぱり行政の皆さんじゃないかなと思いますので、私もこれからはもっともっと精進してまいりますけど、大体少しぬるい、もう少し今、スピード時代ですので、少し早く町長、解決法ができる得策は考えられないでしょうか。町民の人にとっては、やっぱりのろい、ぬるかというイメージ

が注意されますので、よろしく申し上げます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

大変お言葉ではありますが、先ほど三苦議員からは、町民の声を役所に届けるのが議員の務めだというふうにおっしゃいましたが、やはり私はそれで全てでもないのではないかなというふうに思います。

というのは、大変申し訳ないんですけれども、御質問をいただいたからやるというわけではなくて、もちろん御質問をいただいたことがきっかけで我々なりにいろいろ検討して、これはやっぱり確かにおっしゃることをやるべしということであれば、当然やらせていただきますし、必ずしも残念ながら、御提案はいただきましたけれども、いろいろ検討した結果、これは当然、優先順位もつける中で、今はまだやらないというものもあります。なので、力があるとかないとかじゃなくて、やはりそうやって、住民の皆さんはいろんな御要望をいただくわけですが、もしそれを役所がやらないということであれば、それはやらない理由もここで答弁をさせていただいているわけですから、逆にこうこうこういう説明を受けたというようなことをまたお返しいただくというか、だから、住民の声を届けていただくのはもちろんですが、こういう質疑も含めて、やはり我々役所の声というところちょっとおこがましいですが、ぜひそういうものもまた住民の皆さんにお届けいただけたらなというふうに思います。

ただ、そう言いながらも、我々、いや、もう超スピード感を持って何事もやっていますと胸を張れるような状況にないのも、私は痛感しております。それで、これまでも何度か御質問もいただきましたけれども、やはりやれるか、やれないかということ、両方あると思います。やれることもあります、やれないこともあります。また、やれるものも、すぐやれるものもあれば、少し時間がかかるものもあります。また、実際、やれるか、やれないかをすぐに答えられないこともあります。

ただ、そういうこともすぐ答えないというのは別だと。要は、すぐやれないということもすぐ答えないというのは別なものですから、特に難しいものほど、やはりクイックレスポンスというんですか、ちょっとそこは難しいかもしれませんとか、少しお時間をいただきますとか、そこはどうなんですかねというようなこととか、今はこういうことをやっていますか

からお時間を少し今はいただいていますというようなことはお話ができるということは、今はそれこそ口を酸っぱくして職員にもその旨を言っておりますし、少しずつではありますけれども、今はそういうことができるほうに向かっているんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、それを先ほどおっしゃったように、住民の方から言われて、それを議会で言っていたものを、もし我々が検討した結果、それはすぐにやるべしということにはならないというふうにお答えしたからといって、それが議員のお力にどうこうかということとは違うと思いますし、大変恐縮ですけれども、こうやってもらいたいということをやらなかったからといって、我々も単純に放置するというのではなくて、こういうことで優先順位からいけば、今はやりませんということであれば、その説明があれば、やる、やらんてよということじゃなくて、こうこうこういうことで今はやらないらしかと言っていたかと、そういうもしかするとお気持ちも半分ぐらいは御理解をいただけるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど言ったように、やはり情報共有というのは、お互い、みんなでやっぱりやるべきものだというふうに思いますし、もちろんその情報発信源たる我々が率先してやるべきことだというふうには思っておりますけれども、やはりみんなで情報共有ということを進めていくべきだというふうに思います。

先ほど申し上げたように、もう一回言いますけれども、すぐやれないということと、すぐやれないということとをすぐ答えないというのは別だということは、今、口を酸っぱくして庁内でも徹底をするようにしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

町長ありがとうございました。

今、確かに言っていたことで、町民の方もケーブルを通じてとか、あと、議会だよりなんかで皆さんお分かりいただくと思うんですが、やっぱりそのところで今ちょっとゆるい歩調じゃないかなという声も聞きます。今、しっかり行政のほうでも話し合っているということを町長に言っていただきましたので、ゆるくないということは町民の皆さんも分

かっただいたと思うんですが、全町民が言っていることではありません。限られた数人かもしれませんが、それでも私たちが頼りにする町民でございますので、できるだけ、できないことはできない、こういう理由でできないから、大体のところ結構です、お話しが進む状態の中で、これぐらいの期間はかかるんだろう、これぐらいしないと結論は出ませんというぐらいは、ひょっとしたら提案した人にはその声がほしいのかなという、こちらのわがままかもしれませんが、そういうことでぜひ、忙しいこととは思いますが、何かの折に発信していただければと思いますので、よろしくどうぞ。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

忙しさを理由にする風土は我が町役場にはないというふうに思っております。その忙しさそのものが我々がやるべきことなものですから、そこはぜひ誤解なきをお願いしたいと思います。

4月に議会の構成も変わりました。6月議会は初めての定例会でありましたけれども、議長を除く9人の方が一般質問に立っていただきました。全てということですよ。

実は、その時点で職員にも申し上げましたけれども、多分これから4年間は、基本9人全員一般質問をされるのではないかというふうに自分は思うし、自分はそれがそうあるべきというちょっと偉そうですけど、そうあっていいというふうに思うし、それを前提にやはり我々もいろいろ対応すべしということも職員にも言いましたし、今回もそういう意味では全て一般質問の通告を受けたところであります。

一般質問の通告の内容を拝見しておりますと、6月に御質問をいただいていたことについて、考えようによっては僅か3か月ではありますけれども、この9月議会で、再度この3か月間でどういうふうな進捗を見たのだという御質問も幾つかありました。私は、これは大変いいなというふうに思いました。

というのは、もちろん私が責任者として進行管理はしておりますけれども、やはり議会の皆さんも含めて、特に議会の議員の皆さん方が御質問をいただいたことについては、そうした形でも進行管理を御協力じゃないですけど、やはり逆に管理をしていただくというのは、我々としても大変ありがたいというふうに思っております。

もちろん3か月で何も進んでいないものもありますけれども、何も進んでいなければ何も

進んでいませんと、当然、何も進んでいないのにも理由があるわけですから。ですから、先ほど情報共有もみんなというふうに言ったのは、これは町の事業なものだからですね。もちろん町役場の事業ですけれども、町の事業なものですから、やはりそういう町がなすべきことをみんなで管理といいましょうか、みんなで注意をし合って進めていくというのは大変大事なことだし、大変ありがたいなというふうに思っておりますので、例えば1年とか2年、去年のあれはというよりは、私は毎回でもこの3か月間どうだったということを――毎回じゃなくていいですけど聞いていただくと、我々もそれをある意味活用させていただいて、進行管理ができるなというふうに思っておるということも、ぜひお伝えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

本当に久々に町長の町民への声を聞いたような気がします。皆さんに今まで行政の声が伝わっていなかったものですから、議員が言うだけ、戻ってきていないというのは、先ほど町長は慰めていただきましたけれども、あんたの力のなかとやなかとかという厳しい町民の方もいらっしゃいます。もちろん力があるとは思っておりませんが、やっぱり町民の方が困っていらっしゃることに対しては、私どもは真剣に、共に考えていることを町民の皆さんにも分かってほしいし、ただ、今日は本当に適切な説明を町長からいただきましたので、町民の方も少しは御理解いただいたんじゃないかとうれしく思っているところでございます。

以上、のり面については終わらせていただいて、2問目に。

○井上敏文議長

次へ行ってください。5番三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、2問目に移らせていただきます。

私が執拗に問いかけるのは、かんがい施設、果樹鉦害以外の排水機場は全て六角川及び牛津川に面し、当然、町内では最下流部に位置し、常に農地の浸水被害に苦慮されているのが現状だからです。当かんがい排水施設の運営、管理及び更新は、全て鉦害復旧施設維持管理基金で対応されており、基金の減少は今後のかんがい排水施設の運営に多大な支障を及ぼす

可能性があるために、基金の重要性を今まで訴えてきたところでございます。

行政の方々は、基金問題に関しては十分熟知をされていると思います。改めて基金問題について言う必要はございませんが、議員として私なりに取りまとめた内容をお示しいたしますので、少しお耳に止めていただければと思います。

江北町鉱害復旧施設設置条例に基づき、町長は、条例上は農業用施設ということではなく、鉱害復旧施設と定めがあると回答されました。

条例第1条において、鉱害復旧施設とされ、施設については条例第2条において7施設が別表で示されております。東古川をはじめ、朽木、その他です。

また、条例第1条の冒頭、臨時石炭鉱害復旧法に基づく復旧工事によりと明記されており、7施設は当然、復旧法に基づき設置された物件であることは明白でございます。

復旧法では農業用施設の項で、かんがい排水施設が明記されており、7施設は農業用施設であると思います。

また、復旧法では、その農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けると明記されており、7施設は農業用施設であることは明白であります。

さらに、江北町総合排水計画（令和4年3月改訂）1-1背景において、排水計画は農地の効用回復を目的として策定されているとされております。1-2計画見直しの項、計画見直しのイメージ図で、現排水計画に許容湛水と表示されています。この用語は農地を対象とした用語だそうで、強制排水、プラス許容湛水は農地の効用回復を図るためのもので、農業用施設であることを行政は認識されていると思います。

以上に基づき、7施設は農業用施設であると判断し、基金は農業用施設に対し支払われる証を以下に記述いたしますので、ぜひお聞きいただきたいと思います。

基金とは、復旧法に基づき農地の復旧工事において、その農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けた場合において、最終的には、施設の引き渡しを受けた者に対し、その施設の維持管理に要する費用であって、復旧基本計画に記載されている金額を支払わなければならないとされ、基金が支払われることとなっております。

事業団は、基金で未来永劫かんがい排水施設が維持管理及び更新が継続されていくことが確認できる、江北町鉱害復旧施設維持管理基金条例に基づき基金が支払われたとのことでご

ございます。

基金管理を厳格に行うため、基金条例の中に第5条、さらには、江北町かんがい排水施設運営委員会条例を設け、管理が行われてきたと思います。

町長は、過去、特別会計予算Q&Aで、臨鉦ポンプの基金は原則として他には使えないということを改めて認識していただきたいという問いに、目的を持った基金であり、他への活用は軽々に判断すべきではないとお答えになっております。

以上の考察から、7施設は農地の効用回復を図るための農業用施設であり、基金はおのこの排水施設へ支払われ、その施設の維持管理及び更新のために重要な資金であります。よって、目的外、今回の家屋を対象とした床上・床下浸水をゼロにする機場整備に使用すべきではないと思つての再度の質問でございます。

使用するのであれば、基金条例第5条を活用すべきではないかと質問をしてまいりました。

何度も申し訳ございませんが、以上により考え方を再度お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

三苦議員の質問にお答えいたします。

基金を目的外に使用しているのではないかと御質問かと思つます。

実際、鉦害復旧事業が行われていた頃からすると、町の状況は大きく変わつてゐるんじゃないかというふうに思つております。当時は農地であつたところが宅地化されたり、宅地化されたことで排水機場に流れてくる水もやはり増えている状況になつてゐるんじゃないかというふうに考へております。

これまでも排水機場を稼働させることで、農地だけではなく、間接的には道路や家屋等の被害軽減につながつてきたんじゃないかというふうに思つております。

また、排水を行う水には、やはりこの水が農地から来たもの、または宅地から出たもの、そういったものの線引き等はなかなか難しい状況もありますし、実際できないのではないかと御思つております。

そういった中、排水機場は住民生活に非常に影響の大きい施設であります。施設の維持管理を図る上でも、時代の変化に合わせて必要な対策を講じているというふうに我々考へてお

りますので、果たしてそれが三苦議員が言われるような目的外と言い切れるものなのかというのは、少々私も疑問を持っているところでございます。

実際、何も対策をせずに排水機場が停止してしまうことで、実際、その修繕費には多額の費用もかかると思いますし、結果的にはそれが適正な維持管理につながっていないというふうにつながるのではないかと考えております。実際、全くの別用途に使っているということではございません。実際、排水機場の維持管理を行う上で必要な対策ということで、我々実施しておりますので、逆に三苦議員が目的外と思われる何か明確な理由があらわれるのかなというのをちょっと御教示いただければなというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

本当に先ほどの問題に続き、今回も行政の方がしっかりとなさっているということを再度確認することができて大変よかったですと思います。何回も何回も嫌な思いをさせますが、これもすみません、私の仕事とっておりますので、聞き流し、そして止められるところは止めていただきたいと思います。町長のお考えはどうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、再度問うということでありましたので、私自身は再度お答えをせずとも、我々役所内でも共有している考え方でもありましたものですから、先ほど基盤整備課長が答弁をしてくれたとおりでありますし、6月議会で答弁を申し上げたとおり、基盤整備課長が答えてくれたというふうに思っています。

先ほど我々役所がぬるいとかいうようなところを少しお話しされまして、もちろん全否定はなかなかできませんけれども、私も今、7年経過をしまして、我々役所自体、また、職員の意識とか、仕事との向き合い方というのがやはり徐々に変わってきているなというのを大変うれしく思っております。特に課長職というのは時間外勤務も出ません。時間外勤務が出ないということはどういうことかという、必ずしも役所にいる間だけ考えておけばいいと

ということではなくて、やはりそれぞれの部門ある意味責任者として、24時間とは言いませんけれども、やはり、言ってみれば、そうしたことから、逆に言うと時間外という考え方じゃないんじゃないかなというふうに思っております。

昨夜、かなり遅い時間だったんですけど、基盤整備課長からLINEが来まして、ちょっと明日の答弁のことですけれども、こういうふうに少しまとめたんですけど、こういう言い方でいいですかという相談を受けて、メールをもらったものですから、それはもうせっかく調べてくれているわけだし、そういうふうに言ったらいいんじゃないかということで、かなり遅い時間だったんですが、やはりそういうふうに我がこととして、やっぱり自分が所管する事務のこととして、やはり明日はというのは今日のことですけど、責任を持ってやはり答弁をせんばいかん、答弁したいということから、そうやって昨日、メールをくれたんだらうなというふうに思って大変頼もしく思いました。そうしたこともありますので、先ほど課長が答弁したことから、私があえて追加することはありませんが、これは6月議会でも同様の質問をいただきました。先ほどあったように、ケーブルテレビをたくさんの方が見られています。

そういう中で、こういうことを私は聞かれたんですよ。町長、あのときのあの質問はくさんて、ちゅうことはよて、もし言いよいよやごとすちゅうことは、雨のどンドン降りよっばってんが、途中で排水機場ば止めろということば言いよいよとかと私は言われたけん、いや、そがんことまではさすがに言うてなかと思えますけどとは言いましたけれども、この間御説明したように、我々も当然、条例に基づいて管理をさせていただいています。どういう言い方をしたらいいのかなと思って、我々の考え方については、ちょっと軽トラックの話を見せてもらいましたよね。子供が農業を始めるというものですから、親がこれはそんないせっかくない農業に使えるということで軽トラックを買い与えてくれたと。そして、家にはもともと乗用車がもう一台あるけれども、たまたまこの乗用車の1台は家族が乗って行って、今、1台しか、農業のために使えると親が言ってくれた軽トラックしか家にないと。

ところが、今度、我が息子が家で具合の悪うなって、すぐにでも病院に連れていかんばいかんといったときに、軽トラックは親が農業に使えると言いやったもんじゃ、もうこいは子供ば病院に連れていくとは使わないとは、やはり家を守る者として、子供の命を守るものとしては言えないということ。だから、違法なことをしていいと言っているわけじゃなくて、この間も御紹介したように、条例に基づいてそうできるというふうに判断をしてやらせてい

ただいているということなものですから、そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

今の御質問は、設置当初のときの一定の目的があつて、その目的で設置をされたということも当然承知をしていますけれども、もちろん時代も変わりました。また、今のような整理をして、例えば補助金というものがあります。特定の事業の目的に国から補助を貰って何か事業をします。これをほかの目的に使ってしまうと、目的外使用ということで、補助金適正化に関する法律というのがあつて、これに違反となります。

でも、今回はもう我々町のもので、そして町でもルールをつくってやっているわけですから、その補助金の目的外使用とは少し意味合いが違うんじゃないかなということもぜひそれこそ研究をいただければなというふうに思っておりますが、一にも二にも、今日も総合排水計画の話が出ましたけれども、今は我々の施設でありますし、それは江北町の排水対策のための施設なわけでありますから、当然それを活用しない手はないということで我々はやらせていただいているということで御理解をいただければと思います。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

そうですね。本当に私もほかのことで執行部の皆さんにお願いしたいなと思っておりますので、次の議会ときには、これは出さないつもりでおりますので、一応、締めとして考えたのは、基金条例第5条を使うというようなことは、そちらの会議の中では出たことはありますか、考えられていますか。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

三苦議員の再質問にお答えいたします。

まず、基金条例の第5条の取扱いについて少し説明をさせていただきたいと思います。

実は基金条例のほうに繰替運用という条項がございます。実際、繰替運用につきましては、地方自治体の歳入歳出に属する現金に資金不足が生じた場合に、一時的にこの基金を借りて運用できると。

ただ、一時的に借りるものですから、その分については必ず返済しなくてはならないというふうなことになっております。ですので、目的外をするからこの基金の振替をするという

ことにはならないというふうになるかと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

課長が申したとおりなんですけれども、基金条例の中に繰替運用という条文があります。

「町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」と。

どういうことかという、せつかくこれだけの大きな基金を持っているものだから、要は排水施設以外に、もし町全体としてお金が必要なときには、一時的にほかの目的に借りてもよかよという規定なんです。だから、先ほど町ではこれの活用を考えなかったのかとおっしゃいましたけれども、それはこれの活用を考えるべきというのは、先ほどから御主張されているように、今の江北町の排水施設の在り方が目的外だからだという根拠に基づくんだというふうに思いますけれども、そこは考えを異にして、我々は今の基金条例の中で排水施設の維持管理とそれに附随する事業に使わせていただいているわけですから、繰替運用をしてわざわざ使わないといけないというような発想はありません。

かつて御存じのとおり、我が町も県立病院の誘致運動を行った時期がありました。あのときは20億円やったですかね。20億円、町としてもお金は準備するというようなことで誘致をされたというふうに聞いておりますけれども、そのときは多分、この基金条例の繰替運用というのを使って、当然、県立病院の誘致のためのお金ですから全く別の目的ですから、一時的にせつかくお金があるもんじゃ、これから借りて誘致に使おうということだったんじゃないかなと思います。

ただ、前のことですからいろいろ言いませんけど、確実に返さんばらんわけですよ。だから、20億円借りて、いろいろ病院のできたいすぎんた、それ以上の経済波及効果の生まるっけんがという、それが20億円分ぐらいあろうということぐらいじゃ、実は借りれないんですよ。結局、借りた分をちゃんと返すということになっていないといけないわけですから、20億円借りて20億円以上の効果があろうということでも、これは実は使えないんです。

当時、これを活用するということまで想定されていたかどうか分かりませんが、もしかすると多分、そういうような、場合によっては使い方というんですか、借りて返すと、ほ

かの目的にという、もともと条文なものですから、今、我々がやっていることにわざわざこれを使うという発想はありません。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦君。

○三苦紀美子議員

町長ありがとうございました。本当に私もこれから、よかことば言うてくんさった、アイデアを出してくんさったというような、そういう勉強の方向、変えてまいりたいと思います。

私は、どうしてもやっぱり法律ということにのっかってということで、今回は今まで学んできたものですから、これからはそれ以外のことで、いろいろ今、町長がおっしゃるように、大きな広い視野で頑張ってまいりたいと思います。

嫌な議員の一般質問だと思われたでしょうが、そういうことで、私もいろいろと区民からとか町民の方から何か言われたときには、自分の力不足と思って嘆いておりましたが、これからは共に行政と歩く我々議員団体として、今後頑張っていけたらと今日再度思いましたので、本当に今回の答弁、大変ありがたく感謝いたします。町長をはじめ、課長ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○井上敏文議長

これで5番三苦紀美子君の一般質問を終わります。

昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時28分 休憩

午後1時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

6番土淵茂勝君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土淵茂勝議員

日本共産党の土淵茂勝でございます。

まず最初に、議長をお願いいたします。今回、私は義務教育学校問題と補聴器購入問題について質問をいたしますけれども、順番を変えまして、補聴器購入問題からの質問をしたいと思いますが、いいでしょうか。

○井上敏文議長

了解。

○土淵茂勝議員（続）

それでは、質問に入りたいと思います。

補聴器購入助成の実施をお願いしたいと思います。

70歳を超えると認知能力が低下していく傾向が表れてくるようです。その要因として、耳が遠くなるということが耳鼻科のお医者さんからも指摘されております。その対策として、補聴器の活用が大切だと強調されております。また、日常生活にも影響があるとも言われております。

現在、保険適用もなく高額なため、なかなか個人で購入するのは大変です。難聴者の方々への支援は国や県で行っておりますけれども、その対象を広げてほしいという声は今広がってきております。市や町などでの独自の支援の取組が進んでおりますけれども、江北町でもぜひ実現してほしいと思います。

現在の現状について、課長はどういうふうにつかんでおられるか、答弁をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

土淵議員の質問にお答えをしたいと思います。

現在、全国1,724の自治体の中で補聴器の助成をされている自治体については、191の自治体がされております。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

今、皆さんの手元に補聴器助成制度実施の市区町村についての資料を配付しております。先ほどの課長の答弁、1,724自治体のうち191の市区町村でやっているということです。私のほうでは、全日本年金者組合が出しております資料、2022年末の資料でございますけれども、123の市区町村が実施をしております。そのほかにも、市区町村での独自の支援については

全国保険医団体連合会、また、中央社会保障推進協議会などでも資料を出しております。中身についても詳しく書いてありますので、ぜひそれを活用していただきたいと思います。

今、課長が答弁されましたこの191の自治体の中に佐賀県は入っているのでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

質問にお答えします。

この数の中に佐賀県での取組は入っておりません。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

今の答弁のとおり、九州では佐賀県と大分県で一つの自治体もこの支援事業をやっておりません。ぜひ佐賀県の中で初めて江北町が実施するというところで力を貸していただきたいと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員からは、補聴器の購入助成制度を佐賀県で一番初めにという御質問だったと思います。

意味なく一番を狙うつもりは全くありません。今回御質問をいただいて、担当課のほうでもいろいろ準備というか、勉強というか、研究をさせていただいておるようですから、そうしたことの中で、せっかくの機会でありますから、その必要性についてはいろんな角度からぜひ研究をさせていただきたいというふうに思いますので、この時点で、佐賀県で一番になるために導入しますということは、申し訳ありませんけれども、お約束できません。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

一番ということにこだわる必要はありませんけれども、地方自治の第一の仕事は住民の健

康と安全、福祉の向上に努めることにあります。そういう意味でも遠慮はしなくていいんじゃないかと思います。ぜひ十分検討されて、ほかの町よりも、金額の上でも、また、対象条件でもより進んだものということで、実現に努力されることを期待いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次に、6月議会でも質問をいたしましたけれども、義務教育学校についての質問に入りたいと思います。

まず最初に、現状について、何て言ったらいいかな、出ておりますね。それを簡単に説明いたします。

佐賀県内で義務教育学校を実施している自治体、全部で4自治体で6つの学校ができております。皆さんのところにも資料を渡しておりますけれども、手元の資料でも分かりますように、佐賀県の小・中学校の数が254校ございます。義務教育学校は6か所ですから、県内では2.3%の学校で実施されていると。全国的に、資料を見ていただければいいと思いますけれども、これはネットで作ったものですが、調査が途中で、まだ全部されていないということを前提にお話ししますと、全国の小・中学校合わせますと2万9,960校ございます。その中で義務教育学校をしているところは、ここに各県出してありますけれども、180か所、0.6%。いわゆる義務教育学校というのはまだ緒に就いたばかりだという現状であります。まだ義務教育学校になってから十分な経験も蓄積されていないということが言えるのではないのでしょうか。

そこで、前回に続いて幾つか質問をしたいと思います。

前回の質問の中で、シミュレーションについての質問をいたしました。6月議会での私の小・中学校それぞれを建て替える検討はされたのかという問いに対して、本村室長はシミュレーションは行ったと答弁されておりますが、その結果がどうなったのか、その時期と内容も含めて改めて答弁を求めたいと思います。

あわせて、義務教育のあり方検討会の構成とメンバーの氏名について資料の提出ができるのか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

学校づくり推進室長。

○学校づくり推進室長兼国スポ推進室長（本村健一郎）

土淵議員の御質問にお答えします。

まず、シミュレーションを実施した結果ということですが、その時期につきましては、令和4年10月から随時行っております。

シミュレーションの内容につきましては、まず、教育的な面、また、周辺環境への影響、安全対策、また、建築的な面からそれぞれのシミュレーションを行っております。

具体的に申し上げますと、まず、教育的な面でいきますと、教育課題等の解決に関するシミュレーション、これは小、中それぞれで学校を運営した場合、また、義務教育学校化した場合、教育課題に対してどちらが有効かということシミュレーションしております。課題としましては、特別支援学級が増加していること、また、中1ギャップ、学力向上、子供たちの社会性の向上、不登校児童・生徒への対応、こういった課題に対して、義務教育学校のほうが効果大きいという結果になっております。

一例で、一つ例えて言いますと、特別支援学級の増加ということが今問題になっています。これが小学校、中学校それぞれで運営していた場合、小学校の特別支援学級の教室が足りなくなったとしたときに、中学校の教室に行ってくださいということは現実的には言えません。また、特別支援学級の児童に対する支援についても、小学校、中学校と分かれていると、やはり進級、進学段階で一旦支援が途切れるということが起こります。一方で、義務教育学校になりますと、小・中学校全体の中で教室の融通ができると。また、情報の共有、また、1年生から9年生まで継続的な支援が可能になってくるということで、義務教育学校のほうが効果大きいと考えております。

次に、周辺環境への影響や安全面に関するシミュレーションということで、まず、工事期間の安全面、これは小、中それぞれを工事するとなった場合、学校周辺に工事車両等が多く出入りします。そういう点で、安全面で非常に支障が大きいと。一方で、中学校の敷地に義務教育学校を建てるということになると、学校の敷地の南側から入るということで、工事車両の安全面の支障というのは軽減できるというふうに考えています。

また、工事期間中の運動場の使用につきましても、小、中それぞれ工事をしていると、運動場の確保は小、中それぞれ代替地等を探す必要があると。一方でありますと、小学校のグラウンドだけは使えると。

また、騒音、振動についても、中学校のほうが周辺に家屋等も少ないので、影響が小さいというふうに考えています。

また、建設に関するシミュレーションです。こちらにつきましては、小学校は校舎と体育

館を建て替えるということで試算のほうをしております。こちらにつきましては、それぞれ小学校の校舎、体育館を建て替える場合に約46億円の費用が必要になります。中学校の校舎を建て替える場合に約28億円の費用が必要になります。合計73億円ということで、一体型の義務教育学校、6月に答弁しました金額とあまり変わらないということでシミュレーションをしております。

それと、義務教育のあり方検討会のメンバー構成につきましては、教育長、教育委員4名、小・中校長、幼児教育センター所長、県の学校教育課の職員との合計9名で構成しております。

名簿につきましては、後ほどお配りしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

詳しい説明でですね、またその内容については次の機会に、私も検討して質問をしたいと思います。

少しワンポイントのような形で質問を続けていきたいと思います。

建設費についてでございますけれども、国の補助率は、義務教育学校の場合とこれまでの場所に建設する場合、それぞれどのようになっているか、教えていただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。学校づくり推進室長。

○学校づくり推進室長兼国スポ推進室長（本村健一郎）

土渕議員の御質問にお答えします。

建設費の国の補助率ということですが、義務教育学校の場合の補助率は、全体事業費に対して約20%の補助率となっています。また、これまでの場所にそれぞれ建設する場合は補助はありません。

以上です。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

国の補助についての説明は少し違うんじゃないかというふうに思います。私が調べた範囲でいいますと、これまでの場所に建設する場合には30%の補助率というふうになっております。それから、義務教育学校の場合は50%というふうになっておりますけれども、そのことは御存じですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。学校づくり推進室長。

○学校づくり推進室長兼国スポ推進室長（本村健一郎）

土淵議員の御質問にお答えします。

義務教育学校の場合、50%というのは、国の補助単価による積み上げをした場合に、その補助単価の積み上げによる事業費全体の50%ということです。これが実事業費ベースになってきますと、大体20%程度が実質的な補助率となるということで申し上げております。

これまでの場所に建て替える場合は、基本的に国の補助が統廃合することが要件になっております。ですので、統廃合して、前の学校をなくしてそこに建てるという場合については30%の補助率が適用されるものと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

国庫補助についての国の補助率は、新築というよりも学校を合併して造った場合は50%と、そして、今の小学校の敷地の中に建て替える、新築にする場合は30%と、基本的にそれは決まっているというふうに思います。先ほどの詳しい説明がありましたけど、それについては、また後で精査、質問をしていきたいと思います。基本はそういうふうになっております。

国は最近、公共施設の面積を減らすという立場から学校の統廃合を進めております。その中で、義務教育学校、いわゆる小学校、中学校を一緒に造った場合の補助というのは50%というふうにしていると思います。その点はもう一度調べてほしいというふうに思います。

次に、中学校の敷地に義務教育学校を建設した場合に、小学校1年生から6年生の体育館、プール、校庭はそれぞれ造るのか。また、その中で、校庭の面積はどうなるのか。同じように、中学校1年から3年の体育館はそのまま残すという報告ですけれども、プールや校庭は造るのか、校庭の面積は当然狭くなるというふうに思いますけれども、そのことについてお

聞きしたいと思います。

同時に、校舎は別々に造るのか、それとも同じ建物になるのか、考えをお聞きしたいと思います。

私は6月議会で、この校舎の造り方で福岡県の香春町の例を紹介いたしました。それは小学校、中学校、3階建てで、1階、2階は小学校と、3階は中学校という、まさに一体になった学校づくりをしております。

つい二、三日前に佐賀県の多久市にあります東原席舎中央校を見学いたしました。もちろん中には入りませんでしたけれども、そこは中学校の校舎と小学校の校舎は別々に造って、廊下でそれをつなぐという方法でありました。仮に造るとしたら私はそういう方向がいいんじゃないかというふうに思いますけれども、今言いました中学校と一緒に造る場合の体育館とかプール、そして、校庭の面積、それと校舎、そういうことについて今どういう構想を持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。学校づくり推進室長。

○学校づくり推進室長兼国スポ推進室長（本村健一郎）

土淵議員の御質問にお答えします。

まず、小学校、中学校のプール、または小学校の体育館、校庭の面積ということでありませぬけれども、これらについてはまだ具体的な検討をしておりませんので、決まっています。

それと、校舎は別々かということですが、これは先般、基本構想の骨子の中でお伝えしております施設一体型の義務教育学校を目指すということでもありますので、基本的には一つの校舎ということと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

今、私が質問した、いわゆる小学校、中学校の施設の問題、これは私は今一番町民が求めていることだと思います。設計図を作る上でも、そういう構想がいまだはっきりしないというのはどういうことなのか。しかし、義務教育のあり方検討会の中では既にそういったことが論議されていると思います。この間、私がホームページに載っている義務教育のあり方検

討会の議事録をずっと見ますと、例えば、プールなどについても検討がされております。私はこの構想というのははっきり出すべきじゃないかと。そうしなければ、本当にこの義務教育学校というもののイメージが全く湧かないと。ただ、先ほど私が言いましたように、中学校の敷地に造るとしたら、まず、今それぞれの小学校、中学校の校庭というのは狭くなるというのは歴然としております。そういうところを今、町民の方も知りたいのではないかと思います。

再度、全く構想していないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。学校づくり推進室長。

○学校づくり推進室長兼国スポ推進室長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

これも内部的にシミュレーションというような形で、配置は様々なパターンを検討しています。ですが、これは決定事項でないものですから、今のところ外のほうに情報としてお知らせするというはしていません。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

シミュレーションで決定ではないから公表できないというのではなくて、シミュレーションで大体こういうふうには検討しているというのは議事録の中でもぜひ出してほしいと思います。先ほど言いましたように、プールの問題は検討されていますよね。されたですよ。だから、こういった構想について、そして、一番町民が知りたいところを出して、私は何も悪いことはないと思います。問題にはならないと思います。私は12月もまたお聞きしますので、ぜひそれまでにはきちっと出してほしいというと同時に、もう設計図を作る段階に入ってくると思うんですよ。そういう意味でも明確にする必要があるんじゃないかと思います。

次に、跡地利用についてお聞きします。

義務教育学校として、中学校の敷地内に小学校、中学校を一体にして校舎を造ると決めたときに、小学校の跡地をどうするのか検討されましたか。現在、県立大学誘致に率先して手を挙げておられます。小学校の跡地がその候補地と考えられているのかどうか。6月議会の

酒井議員の質問に対する町長答弁は否定も肯定もしておられません。現時点での町長の考えをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先日、ある地区に出前談義で呼んでいただきました。当然、私としていろいろ今の町政の現状であるとか、課題であるとか、そうしたことをお話しさせていただきました。その中でも当然、義務教育学校についても、それは老人会でしたけれども、お孫さんのこと、また、お孫さんがおられるかどうかは関係なく、町の将来のことなものですから、やはりお話をしたほうがいいんじゃないかなろうかと思って、私なりの理解でお話をさせていただいたんですよ。もちろん教育委員会で進めていただいていることなんですけどね。

それで、その終わった後の質疑応答の中で、お一人からこういう御質問をいただいたんです。義務教育学校ば今しゅうでしょっということばってん、最終的にはだいが決むっとかんと言われたわけですよ。なかなか難しい質問をされるなというふうに思いました。というのも、1つには、今回のように、教育委員会でどういう学校にするかということを検討していただいていますから、どういう学校にすべきかという意味で誰が決めるのかということであれば教育委員会が決められると思うんですよ。ただ、当然、これはただではできませんし、莫大な予算がかかります。そして、その予算の編成権といえましょうか、これについては当然、私が教育委員会も含めて予算を仕立てる責任がありますし、町のいろんな財政状況とか、いろんな優先すべき課題の順番をつけさせてもらって、それを考慮させてもらわなければいかんという意味で、予算編成を実際つくるためのということであれば私なのかなというふうにも思いますけれども、ただ、この予算そのものは最終的には議会にお諮りするわけですから、そういう学校ば造るとにこれだけのお金ばかけて、そして、いつまでに造るということも含めて決めていただくのは議会かなとかいうふうに思うと、実は誰が決めるということが考え方で違うよなというふうに思って、そのときには自分が講演をしていたものですから、予算という意味では自分ですかねというようなことで言わせてもらいました。

何を言いたいかということ、それぞれ役割分担があるんだろうなというふうに思うんですよ。特に、今回の義務教育学校については、前から言っておりますとおり、私がというか、町長部局で進めるということになると、いろんなうがった見方をされることもありますし、我々、

私は教育者ではないものですから、やはり教育委員会でしっかり教育的観点から検討してもらいたいという思いもあって、今さっき学校づくり推進室長が答弁されているように教育委員会で検討をしてもらっていますが、この跡地という話になれば、これは教育委員会ではなくて、もし今言ったように、教育委員会が中学校の今の敷地に一体型を造りたいというふうに仮に決められれば、小学校の校舎が残るものですから、これをどうするかというのは、教育委員会というよりも、町のいろんな施設を最終的には管理運営、また、活用していかんばらんというのは町長部局である必要があるなということなので、これについては切り離して。だから、今までは教育委員会で答弁されていました。ただ、跡地をどうするのかというのは我々でお答えしたほうがいいんだろうなということで、私、御指名もいただきましたからですね。

なので、先ほど言われたように、中学校の敷地内に校舎を造ると決めたときに、小学校の跡地活用をどうするかは検討したのかという意味でいけば、検討していません。なぜかというと、跡地活用はこちらが決まった後でどうするかという話になるものですから、セットでは実は考えていません。ただ、教育委員会が中学校の敷地にということを考えておられるということなので、それだったらあの校舎をどうせんばいかんかということは、それを受けて検討はせんばらんというふうに思っていますが、先ほどからあったように、今、教育委員会が考えておられるとおり、町民の皆さんの理解もいただいてこの義務教育学校をできるかどうかはまだまだはっきりせんものですから、今のうちから跡地はがんことば決めとつということはありませんので、今の時点では決めていないということなんです。

ただ、先ほどあったように、ちょうど折しも県立大学の話が県からありました。そして、20市町のうち13市町は手を挙げておられるということですが、ぜひこの県立大学の誘致というのは我々町長部局でやらんばいかんことだと思っているので、当然、我々も要望書も提出し、ぜひ江北町にと言いましたし、その候補地の一つには小学校の校舎も実は挙げています。ただ、それはここにと1分の1で言ったわけではなくて、実は県からもどんな候補地があるのかということを知りたいという情報提供してほしいということだったものですから、前も申し上げたように、町内の幾つかの箇所の一つには入れています。

ただ、だからといって、ぜひここは誤解なきようなんですけど、それをするためにみたいな話にはしていただきたくないんです。だからこそ教育委員会の議論を待っているということですし、場合によっては、もし今の教育委員会の検討がまた振り出しに戻って、やっぱり

今のごと建て替えるということであれば、県に、申し訳ないんですけども、小学校の校舎も可能性の一つに言っていましたけれども、こうこうこういうことになりましたので、それはちょっと考慮からは外していただきたいと言うだけかなというふうに思っていますので、特に、大学誘致ばするためということは、ぜひそういう御理解はなさりませんようくれぐれもよろしくお願いをしたいと思います。そういうことにならないように、こうやって切り分けて検討させていただいているということは私なりの配慮だというふうにぜひ御理解をいただきたいと思います。

ですので、今の時点で、小学校の跡地が発生するかどうかも含めて、ある意味、白紙だというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

なかなか微妙な答弁ですね。（発言する者あり）いえいえ、微妙と言ったのは、むしろ私は前から言っていますように、この小学校、中学校——小学校が先でもいいんですけど、この学校の建て替え、新築ですね、それは今の敷地のままのほうがベストだというのが私の主張なんです。だから、微妙と私が言ったのは、町長はそのことを強要されていると。それはそういう考え方もあるというのを認められているというふうに今聞きました。いわゆる義務教育のあり方検討会で小学校は小学校の敷地に造ろうという決断をされたら、それもできるということですよ。（発言する者あり）ちょっと待ってね。また後でいいですから、もう少し言わせてね。

町長の答弁はそういうふうに私には聞こえるんですね。義務教育学校というのがはっきりしたら、県立学校の誘致の一つの候補地として、それも今認めると、そういうこともあるということですよ。

そこで、この間の酒井議員の答弁の中では、別々に、時間軸の話がされたですよ。同時に進んでいるわけじゃないというふうに言われたですよ。ところが、この間、8月25日だったですよ、記者会見をされたときに、山口知事は県立大学の開校の期日を具体的に2028年と。2028年というのは、仮に義務教育学校が始まるとしたら、それと同じ時期ですもんね。そういうふうになると、その敷地問題というのは緊急な問題になっているんじゃないかと。そう

いう意味で、私は今の県立大学についての、いわゆる山口知事のこのときの記者会見を見て、時間軸は一緒というふうに思いました。今朝の新聞にも載ったんですね。それは私は見ていなくて、控室で佐賀新聞を酒井議員に見せてもろうたからね、これを見ましたかと。私は佐賀新聞を取っていないから見ていないと。既に13日に具体的に候補地も決めるような記事なんですよね。まさに目前に迫っていると。だから、そういうときに江北小学校での誘致というのはほぼ難しいんじゃないかなと、私はそう捉えたわけですね。

そういうふうに捉えたから、先ほどの町長の答弁はどっちもあると。どっちもあるというのは、義務教育学校を造るという選択も、これまでどおりの敷地に小学校を造るという、2つはまだ決まっていないというふうに受け止めました。ただ、予算的には、義務教育学校にしたら国の補助というのは大きいということで私が先ほど紹介しました。そういうことで、町長の答弁というのは非常に微妙だけど、同時に、私の主張では非常に希望が持てるなというふうに受け止めたということです。何かありますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私の答弁で希望を持っていただいたとすれば、少し自分の意図は違うなというふうに思いました。決して私は今ニュートラルで言ったつもりではないんですよ。もちろん傍らでというか、一緒にこうやって検討をしていただいているのは、ある意味、勝手に、私は中にも入れてもらえないで教育委員会で検討されているわけではなくて、幾つかの調査には私も同行させてもらったりとか、今の検討状況については、中身については教えてもらったりとか、もちろん意見も求められますから、意見も私は申し上げますし、出前談義に出たときも、教育委員会ががんしてしよんさっですもんね、私はよう知らんですけどとは言っていません。私もこれからの新しい時代には義務教育学校が必要だというふうに思っておりますから、私も紹介をさせていただいております。

義務教育が始まって約140年になります。今の6・3制のみんなが学校に行くべしという、いわゆる今の義務教育ですね、これになって70年なんですよ。ということは、140年の中で70年ぐらいで大きく制度が変わっているということでもありますし、義務教育学校は多分2016年に制度化されたと思いますが、御存じだと思いますけれども、併せて、必ずしも学校だけが学ぶ場所じゃないんだよという教育機会確保法も2016年に制定されています。実は歴史の中

で、かつて日本でも、必ずしも学校で勉強しなくていいんだよと言っていた時代があったというのが、私は今回、気づきでもありましたけれども、やはりそういう大きな時代認識の中で、これから校舎を考えるならば、やはり義務教育学校化を前提に考えられるべきだというふうに私も思っておりますから、私はどっちでもいいと思っているわけではありません。けれども、先ほど跡地の話をされたもんだから、私が言うと、何か跡地を生かすためにそういうふうにさせているように思われるのは私の本意とは全く違うものですから、それはこれからいろんな検討の中で、いろんなことがあり得るかもしれませんが、当然、それを受けてしか跡地の活用というとは考えられないということを申し上げただけなので、ちょっと御期待されたとすれば大変申し訳ないんですけれども、それに沿うつもりで言ったわけではありませんので。跡地を前提に何かをするということではないということだけをとにかく御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

ちょっと後先になりますけど、もう一度、この表を出していただきたいと思います。

もともと町長は、いわゆる小中一貫校とか、そういうことについては違った考えを持っておられたというのは、6月議会で私は質問しました。この義務教育学校というのがどういうふうに始まったかというのも、前回、2015年の国会での審議のことをお話ししました。正式に義務教育学校というのができたのは、先ほど言われたように2016年ですね。文字どおり、これを見ていただければ分かりますように、一番右に小学校、中学校——大町町は1つの小学校と中学校ですけれども、そのほか全部、再編合理化をしています。いわゆる少子化対策の一つとして、2015年に、当時の安倍政権の下ですけれども、求めたように、いわゆる合理化の一つとしてこれを進められたという事実は間違いないですよ。町長はそういう状況を見ておられたから、合理化ということは私は賛成しないというような意味を言われました。

そして、福岡県の香春町を見ていただければいいですけど、4つの小学校と2つの中学校をまさに合理化がされたんです。そして、そこで現れた合理化ともう一つ言えるのは、先生の数が120名から60名に減らされたんですよ。これは私が勝手に言っているんじゃないで、

香春町の経緯の中できちっと書いてあります。それは町長は見られたことないんでしょうね。それをちゃんと見てほしいと思います。

だから、江北は、いわゆる一緒にする必要がない学校なんですよ。それぞれ今までのままの学校で十分成り立ちます。もう時間もないから先立って言いますが、この義務教育学校についての視察と、それから、やっているところの先生、あるいは教育長、元教育長の方、そういう人を迎えて義務教育委員会で検討をされたと思います。その中で、私は皆さんの手元に資料として出してありますけれども、多久市の東原庁舎中央校、これは人数を合わせますと823人です。それと、香春町も大体800人近い728人、江北も一緒にしてしまえば828人となります。義務教育のあり方検討会の中でもこれは論議されて、私がそれを読んで思ったのは、成果らしいものを出しているのは大町とか玄海とか伊万里の南波多郷学館、それから、多久市でいいますと東原庁舎東部校の例も出されています。こういうところはある程度、町長が言われる義務教育のいわゆる何というんですか、やり方ですね、何とかと言われました。ちょっと今思い出し切れないんですけど。これをある程度成功しているんですよ。ところが、多久の東原庁舎中央校、800人規模、それから、香春町、700人規模、ここは非常に苦労されております。それは正直に江北町の義務教育のあり方検討会の資料として出されております。それをぜひ一つの参考にしてほしいというふうに思います。

だから、その轍を踏まないというのが江北町で必要じゃないだろうか。いわゆる町長は合理化じゃない、義務教育学校だということを強調されますけれども、やっていることは合理化なんです、一緒にしてしまうということはね。

そこで、次の質問に入りたいと思います。もう時間もあと10分ぐらいになってしまいますね。

○井上敏文議長

あと9分です。

○土淵茂勝議員

9分ですね。今日も質問が全部できませんので、次は義務教育のメリットについてということで、ここで4つも聞いておりますので、これを全部聞くのは時間的にちょっと難しいなと。

1つは、ここだけはぜひ聞きたいなと思ったんですけども、こども教育課でもなかなか教えてもらえなかったことですが、義務教育のメリットとして中1ギャップ解消を挙げて

おられますと。いじめや不登校、そのほかいろいろあると思いますけど、この4年間、江北町でどのような実態があったかをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

土淵議員の御質問にお答えをしたいと思います。

中1ギャップの解消ということで、いじめ、不登校、不登校傾向といったことでの御質問でしたけれども、直接的には私は関係ないと思っております。というのは、中1ギャップが解消されればいじめ問題が解決するとか、あるいは不登校、不登校傾向の問題が解消するというふうには思っておりません。

今、小・中学校とも、いじめの未然防止については、子供と学級担任、あるいは子供たち同士の関係をよりよいものに築いていく、そうした中で、温かい学級の雰囲気づくりというのを学級経営の基本として取組を進めてもらっております。その中で、いじめを許さない子供であるとか、あるいは集団づくりを行ってもらっているところでございますし、いじめの覚知につきましては、職員の観察以外にも、児童・生徒、それから、保護者、周囲の方からの訴えを基にしていじめを覚知し、そして、事実確認をした上で認知をしておるところでございます。

また、毎月、児童・生徒のアンケート調査、あるいはまた、年2回の保護者を含めたアンケート調査も実施しておりますので、そういう形でいじめの早期発見に努めております。いじめを覚知した場合は管理職にすぐ相談をして、担任、学年主任、生徒指導主任などと連携して、一人の担任の先生だけに責任を負わせないような組織的な対応に努めているところでございますので、また、聞き取りとか指導等、被害児童・生徒に寄り添った対応をしております、事実を覚知した場合は必ず保護者に連絡するようにいたしております。

また、不登校、不登校傾向の児童・生徒につきましては、担任、職員が中心となって、管理職に相談しながら対応をしておりますし、不登校の原因が本人の心理的な原因とか特性に起因する場合にはスクールカウンセラーが相談をしたり、あるいはカウンセリングを行っておるところでございますし、その他の場合にも、関係機関との連携が必要な場合はスクールソーシャルワーカーが情報共有を行って、関係機関との橋渡しをしております。

こうした小・中学校の実践があって初めて、深刻ないじめ、不登校も問題にはなっていない

いと。そういう意味では小・中学校の先生方は一生懸命、本当に献身的に取り組を進めてもらっておると思います。その上に立って初めての義務教育学校化の論議をされるんじゃないかなと思いますし、様々な先生方の児童・生徒の実態把握とか情報共有、これに基づく相談というようなものが効果的になるんじゃないかなというふうに考えておりますので、教育的な配慮の観点から検討を進めているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。（「ちょっと待って。ちょっと時間がないけん」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

私が質問したのはちょっと違うんですけど、しかし、今、教育長の答弁というのはまさにそのとおりだと思うんですね。だから、私がここで言いたいのは、じゃ、義務教育学校のメリットとして中1ギャップというのを挙げるのはちょっとやめてほしいなど、それは1つ言っておきます。

そして、時間がありませんので、町長も少し話したいということですので、ちょっと飛ばして、あと、私はこういうことも聞こうと思いました。義務教育学校はカリキュラムに自由があるというふうに書いてあります。でも、違うんですね。カリキュラムはちゃんとあるんですね。その上でどれだけの自由度と言われるようなものがあるのかということでも聞こうと思いましたけど、それは時間がありませんから。今、英語教育がされていて、英語教育は3年生から週1回、45分ですよね。これを小学校までするとしたら、また、当然、小学校で教えなければならない時間が減ってしまうという懸念も私はあるなと思っているんですね。そういうのを聞いていると、もう時間がなくなります。あと、マンモス校の解消のことも聞いていますけれども、最後に、ちょっと課題等にしておりました町民アンケートの話です。

町民アンケートについて町長は、ただ賛否を問うということなのかというようなことで批判をされました。私はそういう意味でこれを聞いているんじゃないで、この義務教育学校が本当に子供たちにいいのかどうかということを知ってもらう上で、このアンケートは私は絶対必要だと思うんですね。私も6月議会での自分の一般質問内容は町内に2,000枚配りました。本当は3,000枚配りたかったんですけどね、関心を寄せていただきたいと。そこで聞きますと、この町民アンケート調査について、いわゆる住民の声を聞いていくという立場であるということが私が求めているものです。もう一つは、小学生のアンケートも実施するよう

なこともQ&Aで出ておりましたからね、中学生のアンケートもされるのかどうか含めて、町民の声をどう拾い上げるのかということでの考え方を最後にお聞きしたいというふうに思います。

それで、あとのことはまた次の12月に聞きたいと思います。町長も答弁したいということですので、どうぞよろしく……（発言する者あり）いいですか。じゃ、教育長、どうですか。アンケート問題で、今のところでいいですから、どう検討されるのか、その辺りをね。

○井上敏文議長

質問はアンケートだけの答弁でよろしいですね。

○土渕茂勝議員

はい、それでいいです。

○井上敏文議長

もう時間ありませんので。そしたら、吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

土渕議員の御質問で、アンケートの件ですけれども、具体的にはまだ検討はしておりません。いろいろ教育的な観点ということでずっと論議を、事務局の内部で話をしておりますので、本当に今御意見いただいたような感じについてはこれから研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。（「ちょっとだけいいですか」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

あと1分です。山田町長。

○町長（山田恭輔）

冒頭、配置とかプールをどうするのかということをおっしゃいましたけど、私はちょっと考え方が違って、この義務教育学校化をどうするのかということが決められない中で、配置だけどうするかとか、校舎がどうなるのかと決めるのは私はちょっと違うと思うものですから、やっぱりさっきおっしゃったように、この義務教育学校化をどうするのかということをおきに教育的観点から教育委員会に検討してもらいたいと思っております。

合理化の話ですけど、私は合理化のための義務教育学校化は反対と前から言っていました。教育委員会はある意味、予算のことは考えずに、子供たちの将来のためにはどういう学校がいいのかということをおきに純粋に考えられる機関だと思うんですよ。もちろん予算の都合はありま

すよね。その最終的な予算の編成をする私も、合理化のためにそういうことをしてもらうことは必要ないと、そういうことは反対だということも言っているわけですから、やはり一にも二にも、これからの江北町の新しい時代における義務教育学校はどうあるべきかということも教育委員会が決めていただければ、それは私も最大限尊重して——もちろん財政的ないろんな調整はせんばいかんですけれどもですね。

さっきの香春町の学校も私が選んだわけじゃありません。教育委員会が行かれるのについていかせてもらっただけなので、何か私、過剰にそこに傾倒しているわけでもありませんで、教育委員会から連れて行っていただいて一番印象に残っているのは、長崎県のながさき東そごぎ子どもの村小・中学校であります。ぜひそちらのほうも一度御見学いただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土渕君。時間です。

○土渕茂勝議員

もう時間ですけど、今、町長が言われるなら、予算のことは考えないでやるというのは、私はそのとおりだと思うんですね。（発言する者あり）でも、見ていると、どうも最終的には予算で決まったような感じがしますので、そういう意味で、本当に義務教育学校でいいのかというのを率直に教育の立場から検討していただきたいと。

12月議会でまた今日質問できなかつた分は聞きたいと思います。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

6番土渕茂勝君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

午後2時32分 休憩

午後2時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

7番池田和幸です。やっと私の順番が来たなと思いながら、これからしっかり頑張りたいと思います。

今回通告で2問、質問を出しております。

まず1問目、これからの空き家等対策の推進は。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が参議院議員で可決、成立されました。今年6月14日に公布され、6か月以内に施行されることになりました。空き家を放置すれば、その空き家だけでなく地域全体にも深刻な影響を及ぼします。今回の改正法の成立により、空き家の管理、取り壊し、除却、活用の全てにわたって、空き家の所有者だけでなく市町村にとっても、これまでより積極的な対応が求められることとなります。

質問の1つ目、江北町空家等対策計画に記載されている対象とする空き家等の種類で、①空き家等、②特定空家等、③管理不全な空き家等、④不良住宅の最新の数をお願いしたい。

質問の2つ目、空き家バンクの登録者と利用された方の数をお願いしたい。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

池田議員の質問についてお答えいたします。

まず、空き家等、特定空家等の数でございます。最新の数といたしましては、令和5年3月31日現在でございますけれども、空き家の数が202件、うち特定空家の数が14件となっております。

なお、空家等対策計画に記載されております管理不全な空き家等というのは、条例改正前の文言ということで記載されておりますので、こちらが特定空家が変わったということで御理解いただければというふうに思っております。

また、空き家バンクの登録者数と利用者数ということですが、空き家バンクの登録者数につきましては、述べ件数で現在29件、うち売買・賃貸成約等につきましては、22件の利用がっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

ありがとうございました。今の2問につきましては、開会の際に一応資料提出ということとでいただいております。

そこで、再質問させていただきます。

今の空き家等の件数で、平成29年度と今年3月31日現在の比較をします。その中で、空き家数は42件減っております。すぐにでも入居可能な空き家も10件減っております。一部改修で入居可能な空き家は14件減っています。特定空家と言われる今の数は13件減っています。未判定になっているのは5件、これも減っています。

以上、全ての項目において空き家数及び不良度判定数、いずれもマイナスになっています。まず、この要因は何でしょうか、お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

池田議員の再質問にお答えいたします。

まず、空き家の総数が減っているものにつきましては、もちろん解体が行われたもの、また、空き家を利用して、空き家として除外されたものとなっております。

また、判定度のA、Bにつきましては、もともと空き家であったものに入居されたもの、また、利用されたもの、Cにつきましては特定空家ということで、先ほど解体が行われたものが減になっているという状況でございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど基盤整備課長が答弁しましたがけれども、午前中、田村議員のときにも御質問いただきましたけれども、私、町政を担当させていただくようになって、まず1つに、大きく方針の転換をしたというのものもあるのではないかというふうに思います。空き店舗、空き家の活用もさることながら、やはり危険な空き家をなるべく早く除却するとか、危険な空き家にしないというふうに大きくかじを切ったところでありまして、それ以後、例えば、補助制度を充実させたり、また、まだほかにはなかなか例はないようですけれども、空き家とその土地の寄附制度ですよね。そうした制度についても充実をさせていただいたところではありますが、

ただ、1にも2にも、やはり担当課と担当職員の努力のたまものだと思います。空き家があるから町でそれを壊すということではなくて、そこにはどうしても所有者、また管理者の方がおられて、やはりここが動いていただけないことにはこういう除却というのはなかなか進まないんですが、午前中申し上げたように、遠方にお住まいで、なかなか現地の状況がよくお分かりでないということも一つの要因であろうかというふうに思います。

それで、前も御紹介したように、今年も出張に行ったとかな、東京に行ったとかな、昨年、東京。全国各地とまではまだいっておりませんが、実際所有者の方のところを訪問して、そして、お持ち、または管理の空き家の状況を御説明して、このまま放置されると、例えば、台風や大雨で倒壊して、さらに逆に被害も、また、出費も大きくなりますよというようなことも御説明をして、一つ一つ御理解をいただかんばいかんものですから、やはりその担当課、担当職員の努力のたまものだというふうに私も思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

今、町長が言われたとおり、私の地区でも職員が東京まで行ってちゃんと話をさせていただいて、今は新築の家が建っております。非常にその辺は住民さんも逆に増えている、そういう形ができたんじゃないかなというのは実績で上がっております。それは確かに評価しております。

それで、ちょっと空き家バンクで再質問したいと思います。

空き家バンクで令和4年度までの登録件数が29件あります。そのうち、売買・賃貸成約件数が22件で、バンクに登録すれば成果が出ているような数字が出ています。ところが、令和2年度からは新規登録がありません。これはやはり非常に今までの成果が出ている上では、登録がないのはちょっとおかしいんじゃないのかなという思いがしますので、この理由をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

池田議員の再質問にお答えいたします。

まず、空き家バンクの登録の推移でございますけれども、平成27年度までに登録が24件と大幅にあっております。これは先ほども話がありましたように、やはり空き家の活用を以前は進めていたという経緯もございます。その際には、空き家の所有者に対して利活用のアンケートを取らせていただいて、実際利活用の意向がある方たちが空き家バンクに登録をされて、実際このように24件登録があったということでございますけれども、その後、実際利用されている方で登録される方というのは、ここである程度出尽くしてしまっていたものですから、ホームページ等で周知いたしましても、なかなか新規の登録が増えなかったというのが現状でございます。

また、24件の新規登録に併せて、賃貸も平成27年までに18件ということで、まさに活用を推進していた頃に多かったのが現状でございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

では、簡潔に申し上げます。

決して空き家の活用をしないと言っているわけではなくて、これも以前、多分、議会で考え方を申し上げたというふうに思いますけど、私も以前の職場で少し空き家バンクのような仕事に関わっていたことがあるんですが、民業圧迫という言葉は適切ではありませんけれども、武士の商法というかな、何を言いたいかという、やはり民間での市場に乗っかっている物件というのは、借りようとか買おうとすると、例えば、いろんな信用調査とか、そういうことを含めてしっかり仕組みができていますよね。それに比べると、役所がやっている空き家バンクというのは比較的その辺が緩いものですから、これは我が町の事例ではありませんけど、よその町ではそういうことで空き家バンクを通じて買ったり買われたりした方で、なかなか本来なら民間では借りれないと言うといけませんけど、そういう方が入居されたりして、後でいろいろ問題になったりしておりました。

だからということだけではないんですけど、今民間の不動産サイトを見ると、江北町内で中古住宅が9件販売に出ております。私も少し好きなどころもあるもので時々見るんですけど、もう1年以上出ている物件もあります。けれども、それこそ池田議員の御地元では、つい最近退去されて、そして、リフォームをされて、多分あそこ買っていいなと思っている

方が何人かおられる間にも、これは町外の方やったですよ、実はあそこに新しく入居をされたという事例もありますし、また多分、今1件、別のところがですね。

やっぱり見ていると、単純に空き家をそのままといっても、なかなか手が出ないというのがあると思いますけど、一定手を入れるとか、商品としてきちんと整理するということが一つ大事なのかなというふうに思いますし、そういうところはまさに民間の得意とするところでもありますので、空き家バンクも町でバンクを持っているというよりも、例えば、民間で管理をとるか、出しておられるものを町としても紹介するという形のほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

先般設立いたしました空家等対策協議会の中に宅建事業者の方も入っておられますよね。その中でも実はそうしたお話もさせていただいておりますので、町として何をすべきかということであれば、やはりそういう民間と協力、活用をさせていただいて、町は町としての発信力というものもあると思うので、そういう形で進めたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

それでは、今、上小田地区のことが出ましたので、空き家をモニターで紹介したいと思います。

(パワーポイントを使用)これが上小田地区で町道に面している空き家です。今まで私も空き家は二、三回質問してきましたけど、今までしてきたのが大体炭鉱の住宅地、それから、町道に面していないところが多かったんですけど、ここは完全に町道に面しているところです。もちろん空き家は空き家なんですけれども、前後左右ほとんどのところに草が生えています。ここは右側が駐車場で解体をされているので、右が空いていますけれども、やはり左のほうはですね。この家なんかは特に区のほうで1回、草刈りをしました。

これが逆に西から東に撮った写真です。当然、家の前に——これは下まで全部空き家ですよ。全部空き家です。全部空き家なので草が生えているわけですね。やっぱりどうしても空き家だから管理をされていないわけですよ。

これも家の前に、町道に出てきている空き家です。ここまで来ると、やはり地元の区長さ

人も何とかせんといかんという段階に来ています。先ほどほかの議員からも同じく上小田のことは言われました。当然こういうところが町内、ほかの町道に面しているところでも私も三、四件見てきました。

これが町道に面している空き家の裏にも、当然裏から伸びてきている。

これも家の外から表のほうに向かってきていると。家自体も何か少し傾いているように感じないでもありません。

玄関前だけは生えていないですけども、こういう形になっております。

これで、特に住民の皆さんからは、このほかに、この近くで解体作業がありました。その解体作業が行われたときに、シロアリが多数飛んできて、ここの空き家にすみついているんじゃないかと言われてまして、ちょっと私も確認したんですけど、数匹というより、何羽ですかね、とにかくたくさん夜中に飛んでいるのを何人か見かけられているんですよ。ということは、ここをすみかにしているんじゃないかというふうに今言われています。戻してください。

それでは、質問の3つ目に行きます。

これまでに周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家等への対応で、特定空家になる前に活用されたことはあるか、伺いたいと思います。

それと、質問の4つ目、空家等対策協議会の設置により、認定する方法がどのように変わったのか。また、協議会の開催は何回行われているのか、伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

池田議員の質問にお答えいたします。

まず、1問目の質問ですけども、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家等への対応として、特定空家になる前の活用があるかということでございますけれども、これに関してはございません。

また、空家等対策協議会の設置により認定方法がどのように変わったかということでございますけれども、これまでと違いますか、条例改正を行っておりますけれども、令和3年度までは役場内の関係課長等で組織する不良度判定委員会において、区長さん、住民さん等から通報があった不良住宅を住宅の不良度判定の手引き、小さいマニュアルですけども、こ

ちらに基づき外観目視で判定し、評価をしておりました。一定の評価基準を超えれば、管理不全な空き家ということで認定をしておりました。

国の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、令和4年3月に条例改正を行っておりますけれども、あわせて法律に基づく空家等対策協議会も設置しております。このときに名称も管理不全な空き家等から特定空家等に変更しております。

そこで、判定の方法がどのように変わったかということでございますけれども、江北町特定空家等判断基準ということで、国のガイドライン、また、県が策定しておりますマニュアルに準じた形で改めて判定基準をつくり直しております。その判定基準に基づいて、建物の各部位の損傷状況、また、損傷率を職員で判断して、協議会にお諮りして認定をしているというのが今の状況でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

申し訳ございません。空家等対策協議会の開催につきましては、令和4年度に2回開催しております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

分かりました。ただ、ちょっと今内容が、開催内容まで私が聞いていなかったものであれですけれども、少し分からないところがありました。ちょっとまたモニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）これは私が今回出していました法律改正、けさの町長の答弁の中にも、12月の議会で多分改正するんじゃないかなという話をされました。私もそのとおり、12月議会ではぜひ改正を行っていただきたいというかな、国の方針が変わりますので、ぜひ町としてもそれなりの方針を変えていかないといけないと思います。

それと、町民の方も見られるように、一部、改正する法律を少し説明したいと思います。

この中で一番大きい点が、これはさっきからも言われていましたけれども、今まで固定資産税は、今、建物が建っているときは6分の1に減額されているのが、これを解体した場合には6倍になるということ、今までは特定空家にしないとという形、逆に今度は、特定空家になると取られますよと、住民さんの地主さんが。そういうことをやはり少し、即にはならないと思いますが、今度法律的にそういう形にしていくわけですよ。だから、もう

ずっと野放しに空き家をしていると、そういう形になりますよという警告的なことが一つ今回法律の改正の中身もあると思います。

それと、これからいろんなことでできなかった分を市町村、自治体によってできるようになってくる。当然、代執行ですね、これは緊急代執行の件ですけれども、この辺もスムーズな形——スムーズといいますかね、今までいろいろな形でできなかった分ができる。1つは強制代執行もそうですし、あと、代執行したときの費用も地主さんのほうから裁判所に届けてできるようになると。そういういろんな形で今回法改正があります。それをぜひとも——今回は答弁にはないと思いますけれども、その辺をひとつ、町としての現在の考え方があればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今日、午前中の田村議員の御質問の中でも申し上げましたけれども、今回、法律が改正をされて、12月にも施行ということであります。現在、国が具体的にどういう運用をするのかというところを情報収集しているところですが、12月議会には提案をさせていただきたいというふうに思います。

今回の法律改正、大きく言えば2点、大幅に見直しがされていると思います。1つは、特定空家に対する我々自治体の措置が充実をしたということだと思います。特定空家ということですから、先ほど御紹介いただいたような、危険な空き家をいかに除却するかという、武器という言い方はちょっとよくないかもしれませんが、1つには、緊急代執行というものが認められるようになります。御存じのとおり、代執行というのは大変、手続に時間もかかりますし、実際この刀——また刀とか言うぎいかんかもしれませんが、抜くには非常に準備が今まで必要でありました。ところが、今回この特定空家の除却については、緊急代執行というものが我々自治体に、当然一定の手続は必要ですけれども、認められるということになりましたし、この緊急代執行の費用も、従来裁判で判決を受けるというようなことでしたけれども、確定の判決がなしでも徴収ができるということでもありますから、かなり効果的などいいたいでしょうか、そうした措置を我々ができるようになるというのが1つだと思います。

それともう一つは、朝も言いましたけれども、危険家屋一步手前というか、このまま放置

すれば危険家屋になってしまうところですよ。グレーというんですかね。これが名前が昔と一緒なもんだからちょっと間違えやすいんですけど、管理不全な空き家ということになっていますけど、分かりやすく言えば、危険家屋一步手前というところであります。このまま放置しないように、その段階で打てる手が今回認められるようになりまして、税の話も少ししましたけど、通常は居住の用に供する、要は建物があれば固定資産税が6分の1に減免されているんですよ。ですから、逆に空き家でもあると減免されるもんだから、それを除却してしまうと、結局、減免ができなくなるというのも空き家の解体が進まない要因でありましたけれども、今回、国も本腰を入れて、今申し上げた危険空き家一步手前のところについて言えば、市町村が勧告をした上で、固定資産の住宅用の特例、先ほど申し上げました6分1の特例についても解除ができるということでありますから、言い方としては、このまま残していても、どっちにしても6分の1の減免はないわけですからということになるわけですよ。

ですから、せっかく国も本腰を入れて空き家対策に乗り出すということで、我々自治体だけではできないようないろんな制度も今回創設をされているもんですから、ぜひこうしたものを我々もしっかり活用して、空き家対策に資したいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

また12月議会、私もさっきの議員のあれじゃないですけど、質問するかどうかちょっとまだ決めておりませんが、それなりにやはり条例改正等があるようでしたら、ぜひ中身の精査を私もしていきたいと思っております。

それで、通告に出している最後の質問ですけど、質問の5つ目、令和3年度から寄附制度を取り入れています、現在までの寄附制度の状況を伺いたいと思っております。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

池田議員の質問にお答えいたします。

寄附制度の活用状況ということでございます。実際空き家等の寄附をいただいて、解体に

まで及んだ事例については、昨年度1件のみということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

1件ということは、私が知っている1件だと思いますけれども、ほかにそういうことがなかったのかですね、伺いが。1件あったところは、その区でそういう必要性があつて話があつたと思います。そういうところは35区のうち、ほかになかったのか、話がなかったのか、その辺は分かりますか。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

池田議員の再質問にお答えいたします。

実際、寄附制度を活用したいという相談は昨年ありました。2件とも上小田地区でございます。1件につきましては、やはり地元のほうでもなかなか寄附をいただいても活用が難しいということで、寄附の要件といたしまして、地元活用、地元管理ということもお願いしておりますので、そこまで至らなかったというものと、もう一件につきましては、なかなか所有権の移転が難しいということで、実際、町のほうに所有権移転ができる物件という要件もつけておりますので、そういったことで寄附までは至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

そしたら、もう一度モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）これが国土交通省の住宅局が出している令和5年度の補助金の内容です。ちょっと紹介だけします。

この中に当初予算で54億円とかいう形で、空き家に対していろんな補助対策事業があります。それで、各自治体が使っているのもあります。うちの町でもどの辺まで使っているかが、これを見ても私はよく分かりませんでしたけれども、やはり対策事業で、今、給付制度もそ

ういう形では非常にうちの町も取り入れられていっていいと思っています。ただ、それを活用した空き家というのは、ここ何年かあっていないと思います。上小田地区でも自分たちで空き家を改良して新しく住まわれているところも実際あります。ただ、それが今のところ、今言われたとおり、空き家バンクのときと一緒に、なかなか思うように数が進んでいないというのはたしかじゃないかなと思います。

今映っているのが、新しく改良して活用、それから、除却、そういう人たちに対していろんな補助が出ているということでもあります。ちょっと戻してください。

それで、再質問を1つしたいと思います。

適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている場合、特定空家等に判断され、助言、指導、勧告、命令、代執行を行うことが可能になります。勧告されると、税制優遇措置を受けることができなくなり、代執行の費用は所有者負担となります。先ほど町長からも説明がありましたけれども、以上のことを所有者に適切に伝えることがこれから必要になってくると思いますけれども、その辺について考えをお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど御紹介したように、今回の法改正はかなり国も本腰を入れて、やはり空き家対策を各自治体において進めてもらいたいということの表れなんじゃないかというふうに思います。

今、池田議員がおっしゃったように、せっかくこういう法律が変わったり、また、町の条例も変えるわけですから、ここで提案して、議決をいただいて、必要な手続だけ取って条例を改正したというだけじゃなくて、実は江北町はこうやって法律に基づいて条例を改正しましたと。ですから、おたくのお持ちの空き家については、今後こういうことになりますよということをお知らせするというのも実は対応の一つなんだなということ今少し自分も気づきましたもんですから、今のところ12月議会で予定をしておりますけれども、議案を提案させていただいて、条例を改正させていただいた暁は、ぜひその江北町が新しく手に入れた、ちょっと分かりやすく言うと、我々はこういう武器を持っているんですよと、当然それを使う用意があるんですよと——武器じゃないほうがいいですね。そういうものを使う用意が当然あるんですよということをやはり所有者の方にきちんとお示するというのが大事だなと

いうことを改めて思いましたものですから、ぜひそうしたことも含めてやらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

最後の再質問ですけれども、先ほど町道に面している空き家等を紹介しました。その辺で、やはり町道ということになりますと、例えば、草の除去なんか、こういうことに対して費用等もかかると思います。町道ですけど、それを区でやらないといけないんじゃないかなという気持ちもあります。それは区長さんとも話していましたが、その辺が町のほうがどの程度、条例改正——今、町長が言われましたけど——までにじゃないですけども、現在、循環バスも通っている町道です。やはりもうどうにかしないと、道幅も狭くなってきている感じもあります。

そういうことがありますので、これから早急にどういうことをしていったほうがいいのか、その辺は各区と話し合いができるような形にしていきたいと私も思いますので、その辺、今考えは何かありませんかね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

従来の制度はどちらかというと、これは補助もついているものですから、空き家除却をしてもらうためにと言うと言い過ぎかもしれませんが、管理不全の空き家に認定をするという、除却の話をして、補助を出して、してもらうためにというようなところがあったんじゃないかなと思いますが、今はもう、先ほどあったように、専門家も入っていただいて、どこが危ないのかというところで危険度を判定してもらって認定してもらっています。

ただ、おっしゃるように、もしかするとその危険度、一定の危険な空き家ということであれば、これをどこから手を着けていくかということであれば、やはりその周辺環境への影響とか、そういうところを考慮して、多分、例えば、100戸も200戸も一遍に同時にとはなかなかできないものですから、すみません、ターゲットという言い方が適切かどうか分かりませんが、まずはこことこことここを何とか解決しようねということに絞って、そこを重点的

にまずやっていくということが大事なんじゃないかというふうに思っております、担当課にはそういう指示をしております。べらっとやって、皆さんやりましょうということだけじゃなくて、美観上、また安全上、いろんな意味で、ここがやっぱりその中でもまずせんばらんよねというところが多分各区にあるんだろうと思うんですよね。ですから、まずそこからきちんと手を着けるということが大事だと思っておりますし、そのためには各区の御協力というのも当然必要だと思います。ですから、仮に町のほうでこことこことこを何とかしたいということであれば、その空き家ごとに、区と少し連絡会議じゃないですけども、やはり情報交換をしながら進めるということが必要かなというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

なかなか空き家本体の解体は難しいかなと思いますけれども、先ほど私が何回か言っています草が生えたりとか、その除却ですね、要するにそれだけでも何か方法を見つけて、それは以前、下小田地区でも私質問をしました。解体はなかなか難しいのであれば、まずは草とか木とか枝とか、そういうのを町道にかかっている分だけでもどうかしてほしいということで、2回ぐらい私は質問したと思います。それをなかなか現在行政としてはできていない状態ですよね。それをやはり解体とは別に、そういうふうな草木だけでも取り除くような形でもぜひ私は進んでやれるように検討していただきたいと思います。何か答弁ありますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

再質問にお答えいたします。

まず、草の除去について、やはり第一義的には所有者の方の管理責任があるのかなともちろん思っております。

先ほど連携の話がございましたけれども、区長さんのほうからでもまた御相談をいただければ、相談内容に応じて、もちろん所有者の方にも連絡を取り、管理責任のほうをお願いしたいというふうに思っておりますし、また、道路通行上支障が出ているということであれば、やはり我々も道路の通行に支障が出ないような形で対応する必要があるのかなというふうに

思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

分かりました。ぜひその辺は検討に入っていただきたいと思います。

では、2問目に行きます。

○井上敏文議長

次、行ってください。7番池田君。

○池田和幸議員

急増するアライグマの対策は。

アライグマは北アメリカ大陸原産と言われていています。ペットとして持ち込まれたものが捨てられたり、逃げ出したりしたものが野生化し、各地で繁殖していると見られます。

佐賀市によると、家屋の天井裏や壁の間に入り込み、ふん尿をしたり、子育てをしたりする事例のほか、ふん尿によって屋根が落ちた報告もあるといいます。佐賀市は、市民ができる防衛策として、収穫後に残った野菜や果樹などを放置せず、アライグマの餌をなくすことや、やぶ払いや草刈りをしているが、農作物の被害に加え、生活環境被害も増えていて、被害が出る前の効果的な対策を練っていきたいと言われていています。江北町でも各地区で農産物の被害が確認をされていて、身近な動物として確認をされている状況です。

質問に入りますが、1つ目、町民の方から被害状況の報告はなかったのですか。件数や被害状況をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

それでは、池田議員の質問、急増するアライグマ対策はということでございますけれども、今回、池田議員からアライグマ対策の一般質問をいただきましたけれども、ここは町の有害鳥獣全般についても若干触れながら答弁申し上げたいと思います。

まず、質問の1点目で、町民からアライグマの被害報告はなかったのか。件数、被害内容ということでございます。

町の有害鳥獣対策につきましては、江北町、大町町で広域的に実施をいたしております。杵島地区鳥獣被害防止計画という計画を立てておりまして、この中で捕獲対象の鳥獣を示しているところでございます。

御紹介申し上げますと、鳥獣のうちの鳥については、スズメ、カラス、カモ、ヒヨドリ、ドバトが対象となっております。鳥獣のうちの獣のほうにつきましては、イノシシ、猿、鹿、タヌキ、アライグマ、アナグマが対象の鳥獣ということでございます。

駆除につきましては、江北、大町、農協、猟友会等の7団体で構成する杵島地区有害鳥獣広域駆除対策協議会という協議会を設置しておりまして、この中で実施をしております。

続いて、捕獲数についてですけれども、一番多いのがイノシシで年間約220頭捕獲しております。次いで多いのがアライグマで年間約30頭、続いてアナグマが年間約15頭捕獲をされております。アライグマにつきましては、令和2年までは年間約20頭でございましたけれども、ここ2年は30頭ペースで捕れております。1.5倍捕獲が増えているという状況でございます。報奨金につきましては、イノシシが大人の成獣で1万3千円、子供の幼獣で6,500円、アライグマが3千円、アナグマが2千円お支払いしております。

有害鳥獣の問合せ件数についてでございますけれども、過去1年間で全体で30件の問合せがございました。問合せの中で一番多かったのは猿の11件、次いでアライグマ7件、アナグマ4件ということで、アライグマとかアナグマにつきましては、全体の報告件数の35%ぐらいを占めております。

続いて、農産物の被害でございますけれども、町全体で年間約200万円、このうち79%がイノシシによる被害でございます。14%が鳥の被害、アライグマ、アナグマについては、農産物被害としては0.5%ということで、非常に少ないということでございます。しかしながら、アライグマ、アナグマにつきましては、比較的人の住まいに近いところで生息しているということで、農産物被害としては上がっておりませんが、家庭菜園を荒らすなどの生活環境の被害であるとか、あと、野生動物でありますので、菌とか寄生虫とかふん尿などの衛生被害があるということで認識をしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

適切なのか、分かりやすい説明をありがとうございました。今回、私がアライグマと言ったのは、今、課長が言われました、鳥獣でほかにもいるんじゃないかという町民の方からもちょっと私がこの質問をするときに言われましたけれども、ただ、実際、佐賀市の自分が知っている方に聞きますと、やはりただごとではないと、江北町も早く手を打ったほうがいいんじゃないかということと言われましたので、今回質問に上げさせていただきました。

特にアライグマに関しては、農作物被害より、やはり物を持っていくとか、家の周りに置いている物を加えて持っていきらしいです。そういうのが非常に、それは下小田地区で言われました。だから、今のところはまだ農産物の被害は0.5%という形で、今、課長のほうから小さめな数字でしたけれども、それでは続けて質問します。

イノシシの対策等は図られています、アライグマについてはどのような対策をされているか、あればお願いします。

それと、アライグマの捕獲に対する措置等が行われていますかということで、先ほど課長が言った分以外で何かあればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

池田議員の質問の2点目、アライグマについてはどのような対策をしているのかということについてお答えしたいと思います。

アライグマの生態について若干触れますと、アライグマの繁殖は大体4月から6月頃行われておりまして、1頭につき3頭から4頭出産するそうでございます。このため、問合せ件数については、繁殖後の6月から9月に多く目撃情報が寄せられております。場所については、中山間地から平たん部まで幅広く生息しておりまして、アライグマの好きな食べ物につきましても、基本雑食ではございますけれども、甘い食べ物を好むということで、本町への問合せにつきましても、ブドウ園の近くとか、ブドウ農家さんからの問合せが非常に多くございます。

対策といたしましては、先ほど議員の質問の中にもございましたとおり、基本的な予防策としては、農作物の残渣を放置しない、やぶ・草刈りを行って隠れ場所をつくらない、果樹棚に電気ネット柵を設けるということで、おおむねこの3つが自衛とか予防とかの対策ということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。3問目のアライグマの捕獲に対する措置ということでございますけれども、先ほど対策協議会においては、アライグマを年間30頭、アナグマを年間15頭捕獲していると申し上げました。

また、狩猟免許がない一般の方でも、箱わなの貸付け、捕獲の一時許可を江北町では実施しております。

また、捕獲後の殺処分については、基本的には捕獲した方でわなを水没させるなどの方法で行っていただきますけれども、慣れていない方については、職員とか、あと、猟友会の方をお願いして、代行で行う場合もございます。

捕獲に対する措置としては、以上のようなことを行っております。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

皆さん、アライグマを見たことがない方もいらっしゃると思いますので、一瞬ですけれども、モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）これがアライグマなんです。非常にかわいい顔をして、ただ、爪を見てください。爪は野獣ですね。こういうのがいるということをもまず自覚を持ってもらいたいと思います。ちょっと戻してください。

ここで、実際のアライグマ、今、課長のほうから若干説明がありましたけれども、食欲旺盛、それから、農作物を食い荒らすという形で報告がございました。

それで、農作物の被害等を見ますと、年間3億円から4億円と言われているみたいですね。ただし、アライグマに関しては、平成17年に特定外来生物に指定されていて、先ほどから言われていますアライグマによく似た動物はタヌキ、アナグマが挙げられ、アライグマは鳥獣保護法により保護されているので、許可なく捕獲や駆除ができないということで禁止はされています。ただ、先ほど課長のほうから、鳥獣対策委員会等からの許可を得れば、その方に対しては各自治体の指導によりできるということになっています。

そこで、再質問をしたいと思います。

アライグマによる被害拡大の連鎖を絶つためには、現在被害が生じていない地域においても、近隣地域からの侵入を警戒し、発見された場合は早期に完全排除を目指して対応を行う

必要があると思いますが、いかがでしょうか。

特に今回、猿の出没、先ほど猿はあまり言われなかったですけど、今、私もあんあんネットで見ていますけれども、伊万里市、小城市、しょっちゅう猿が出ています。江北町も以前は出ていましたけれども、こういう形で、いかに対応していくかが必要とありますけれども、その辺の考えをお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど地域振興課長が答弁いたしましたとおり、今回御質問のアライグマも、いわゆる有害鳥獣というふうに位置づけられておりまして、そういう意味でいきますと、イノシシと同じようないろんな措置といいたいまいしょうか、報奨金をはじめ、整理はされていると。

ただ、先ほども御紹介いただいたように、イノシシとは生態が違うわけですよ。ですから、やっぱり敵を知るといいたいまいしょうか、私もどちらかという、アライグマという、かつての「あらいぐまラスカル」やったですかね、何かそのイメージがあるので、一見かわいく見えますけれども、極めて凶暴というふうに言われておりますし、イノシシがどちらかという山間部に生息しているのに対して、先ほど紹介があったように、平たん部にもいるということですし、もちろん好みも違いますし、恐らく行動パターンも違うんだというふうに思います。

ですから、単純にイノシシと同じような措置というよりは、そういう生態をきちんと知って、それを共有するということも大事だというふうに思いますし、今、江北町では捕獲隊ということで、各区を中心に編成していただいておりますが、どうしてもイノシシ対策が今まで主だったものですから、どちらかという山手のほうの区が多いんじゃないかというふうに思います。ですから、これからは、言ってみればアライグマもそうした対象にということで、町内にそうした取組も広げていく必要があるというふうに思っております。

せっかくの機会ですから、先ほど言いましたとおり、ぜひ住民の皆様、アライグマラスカルのおるとかいうて、かわいいから近づくというようなことはぜひなさないで、もし発見されたら役場に御連絡をいただきたいというふうに思いますし、先ほど池田議員が言われたように、タヌキとかアナグマとはなかなか一見区別がつかないところもあるものですから、こういう動物を見たら、ぜひ役場に御一報いただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

ありがとうございました。この質問を出すときに、やはりいろんな形で、これも環境、それから天気、天候、いろんなのが関連しているのかなとは思いつながら、この暑いのにアライグマ、アナグマ、イノシシ、たくさん出ています。気温、天候に関係ないのかなと思いつながら質問をさせていただいております。

それでは、最後の質問です。

アライグマは市町村に非常にいろいろな被害を及ぼしています。さらには、都道府県の県境を越えて広域に分布しているということがいろんなデータでも出ています。

それで、防除に当たっては、関係自治体の連携、協力が重要ではないかと考えますが、最後、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど地域振興課長が申しあげましたように、有害鳥獣対策については、お隣の大町町さんと杵島地区の対策協議会を持っております。こういう中でも、ぜひアライグマの対策についても、こうやって御質問もいただきましたので、情報共有もする必要があると思つますし、江北、大町だけではなくて、山はつながっているものですから、例えば、広域圏とか、またそれこそGMとか、いろいろ機会がありますから、そういうアライグマ対策についても、議会のほうでも議長会もあると思つますけれども、ぜひ全県的に情報共有をするということが大事じゃないかというふうに思つております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

以上で一般質問を終わりたいと思つます。ありがとうございました。

○井上敏文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程の一般質問は終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会します。

午後3時34分 散会